

井原市地域防災計画

(地震災害対策編)

令和5年5月

井原市防災会議

井原市地域防災計画

(地震災害対策編)

目次

第1章 総則

第1節 総則	1
第2節 防災会議	3
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱	4
第4節 井原市の防災環境	9
第5節 断層型地震の被害想定	
第1項 断層を震源とする地震	13
第2項 被害想定	16
第6節 南海トラフの巨大地震の被害想定	
第1項 南海トラフを震源とする地震	20
第2項 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況	22
第3項 岡山県の震度分布図	23
第4項 岡山県の液状化危険度分布図	25
第5項 岡山県の人的・物的被害想定結果	27
第6項 減災効果	31
第7項 被害想定を生かす	31
第7節 地震災害対策の基本的方向	32

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進	
第1項 防災知識の普及啓発計画	33
第2項 防災教育の推進計画	36
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	38
第4項 防災ボランティア養成等計画	39
第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加	41
第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進	43
第7項 要配慮者等の安全確保計画	43
第8項 物資等の確保計画	49
第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）	
第1項 災害応急体制整備計画	54
第2項 情報の収集連絡体制整備計画	59

第3項	救助、救急、保健医療体制整備計画	6 2
第4項	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	6 7
第5項	避難及び避難所の設置・運営計画	6 9
第6項	災害救助用資機材の確保計画	7 4
第7項	建設用資機材の備蓄計画	7 5
第8項	地域防災活動拠点整備計画	7 5
第9項	緊急輸送活動計画	7 6
第10項	消防等防災業務施設整備計画	7 7
第11項	広域的応援体制整備計画	7 7
第12項	行政機関防災訓練計画	8 0
第3節 地震に強いまちづくり		
第1項	建物、まちの不燃化・耐震化計画	8 3
第2項	公共施設等災害予防計画	8 5
第3項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	9 0
第4項	廃棄物処理体制整備計画	9 5
第5項	危険物施設等災害予防計画	9 8
第6項	有害物質等災害予防計画	9 9
第7項	地盤災害予防計画	1 0 0

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

第1項	応急活動体制	1 0 2
第2項	地震情報の種別と伝達計画	1 0 6
第3項	被害情報の収集伝達計画	1 0 7
第4項	災害救助法の適用	1 0 9
第5項	広域応援	1 1 1
第6項	自衛隊災害派遣要請	1 1 4

第2節 緊急活動

第1項	救助計画	1 2 1
第2項	資機材調達計画	1 2 3
第3項	救急・医療計画	1 2 3
第4項	避難及び避難所の設置・運営計画	1 3 0
第5項	道路啓開	1 3 8
第6項	交通の確保計画	1 3 9

第7項	消火活動に関する計画	141
第8項	危険物施設等の応急対策計画	143
第9項	災害警備活動に関する計画	145
第10項	緊急輸送計画	146
第11項	物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画	147
第12項	ボランティアの受入れ、調整計画	151
第3節 民生安定活動		
第1項	要配慮者支援計画	154
第2項	被災者に対する情報伝達広報計画	156
第3項	風評・パニック防止対策計画	160
第4項	食料供給、炊き出し計画	160
第5項	飲料水の供給計画	162
第6項	生活必需品等調達供給計画	163
第7項	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	163
第8項	災害時廃棄物等応急処理計画	165
第9項	防疫及び保健衛生計画	169
第10項	文教対策計画	171
第4節 機能確保活動		
第1項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	175
第2項	住宅応急対策計画	178
第3項	公共施設等応急対策計画	182

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則		
第1項	南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	185
第2項	南海トラフ地震防災対策推進地域	185
第3項	南海トラフ地震の被害想定	185
第4項	防災会議	185
第5項	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	186
第2節 災害対策本部等の設置等		
第1項	災害対策本部等の設置	187
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	187
第3項	災害応急対策要員の参集	187
第3節 地震発生時の応急対策等		

第1項	地震発生時の応急対策	188
第2項	資機材、人員等の配備手配	189
第3項	他機関に対する応援要請	189
第4項	帰宅困難者への対応	190
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	191
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	196
第6節	防災訓練計画	197
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	198

第5章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

第1項	地域の復旧・復興の基本方向の決定	200
第2項	被災者等の生活再建等の支援	200
第3項	被災中小企業の復興の支援	203
第4項	公共施設等の復旧・復興計画	203
第5項	激甚災害の指定に関する計画	204

第2節 財政援助等

第1項	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	206
第2項	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	207
第3項	義援金の配分計画	209

第3節 市復興本部の設置及び市復興計画

第1項	復興本部の設置	211
第2項	復興計画	211

第1章 総 則

第1節 総則

1 計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、井原市防災会議が井原市の地域に係る防災に関し、井原市及び関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市、指定公共機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

併せて、国、県、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

2 計画の性格

本計画は、「風水害等対策編」と「地震災害対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく井原市水防計画及び井原市第7次総合計画とも十分調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本市の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「井原市地域防災計画」のうちの「地震災害対策編」として、井原市防災会議が策定する計画である。

また、この計画は、本市がとるべき地震に係る災害対策の基本的事項を定めるものであり、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図るものとする。

3 計画の用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

1. 市本部 …………… 井原市災害対策本部をいう。
2. 県本部 …………… 岡山県災害対策本部をいう。
3. 県地方本部 …………… 岡山県備中地方災害対策本部をいう。
4. 消防組合 …………… 井原地区消防組合をいう。
5. 本部長 …………… 井原市災害対策本部長をいう。
6. 県本部長 …………… 岡山県災害対策本部長をいう。
7. 県地方本部長 …………… 岡山県備中地方災害対策本部長をいう。
8. 防災計画 …………… 井原市地域防災計画をいう。
9. 県防災計画 …………… 岡山県地域防災計画をいう。
10. 防災関係機関 …………… 市、県、消防組合等、指定公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設を管理する者をいう。
11. 県警察 …………… 岡山県警察
12. 避難場所 …………… 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
13. 指定緊急避難場所… 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として、災害対策基本法に基づき市長が指定したもの。
14. 避難所 …………… 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
15. 指定避難所 …………… 被災者等が一定期間滞在する場所として、災害対策基本法に基づき市町村長が指定したもの。
16. 要配慮者 …………… 高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
17. 避難行動要支援者 … 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第2節 防災会議

(1) 県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づく県の附属機関として設置され、県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、岡山県知事の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する知事への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

(2) 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、当該市域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置され、市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じて当該市域内に係る防災に関する重要事項を審議する。

(3) 市地域防災計画の作成又は修正

① 市地域防災計画

市防災会議は、災害対策基本法に基づき市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

② 地区防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱

1 実施責任

(1) 井原市

井原市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 井原市

- ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 自主防災組織の育成を行う。
- ③ 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- ④ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ⑤ 災害広報を行う。
- ⑥ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。
- ⑦ 被災者の救助を行う。
- ⑧ 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- ⑨ 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- ⑩ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑪ 被害の調査及び報告を行う。
- ⑫ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑬ 水防活動及び消防活動を行う。
- ⑭ 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- ⑮ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑰ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

- ⑱ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑲ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- ⑳ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ㉑ 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ㉒ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- ㉓ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検を行う。
- ㉔ 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

(2) 井原地区消防組合

- ① 火災予防のほか、各種災害予防を行う。
- ② 消防活動及び水防活動を行う。
- ③ 被災者の救出・救護を行う。
- ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

(3) 岡山県

- ① 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
- ③ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ④ 災害広報を行う。
- ⑤ 市の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- ⑥ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑦ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ⑧ 水防法、地すべり等防止法に基づく立退きの指示を行う。
- ⑨ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑩ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- ⑪ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑫ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑬ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑭ 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- ⑮ 防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- ⑰ 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- ⑱ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑲ 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- ⑳ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ㉑ 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- ㉒ 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- ㉓ 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- ㉔ 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- ㉕ 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給に

ついて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。

- ㊸ 市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- ㊹ 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資若しくは資材又は被災者の運送の要請、指示を行う。
- ㊺ 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- ㊻ 有害性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

（４）県警察（県警察本部、井原警察署）

- ① 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- ② 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- ③ 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- ④ 救出救助及び避難誘導を行う。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- ⑥ 交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。
- ⑦ 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- ⑧ 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

（５）指定地方行政機関

市に係る指定地方行政機関は、次のとおりであり、処理すべき事務又は業務の大綱については、風水害等対策編に準じるものとする。

[指定地方行政機関]

- ① 中国四国管区警察局
- ② 中国財務局（岡山財務事務所）
- ③ 中国四国厚生局
- ④ 中国四国農政局
- ⑤ 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）
- ⑥ 中国経済産業局
- ⑦ 中国四国産業保安監督部
- ⑧ 中国運輸局（岡山運輸支局）
- ⑨ 大阪管区气象台（岡山地方气象台）
- ⑩ 中国総合通信局
- ⑪ 岡山労働局
- ⑫ 中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）
- ⑬ 中国四国防衛局
- ⑭ 中国四国地方環境事務所
- ⑮ 中国地方測量部

（６）自衛隊（陸上自衛隊第１３特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地に
おける部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- ① 被害状況の把握を行う。
- ② 避難の援助を行う。
- ③ 遭難者等の捜索救助を行う。
- ④ 水防活動を行う。
- ⑤ 消防活動を行う。
- ⑥ 道路又は水路の啓開を行う。
- ⑦ 応急医療・救護・防疫を行う。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 給食及び給水の支援を行う。
- ⑩ 入浴支援を行う。
- ⑪ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- ⑫ 危険物の保安及び除去を行う。
- ⑬ その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を
とる。
- ⑭ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

(7) 指定公共機関

市に関係する指定公共機関は、次のとおりであり、処理すべき事務又は業務の大綱に
ついては、風水害等対策編に準じるものとする。

- ① 日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）、井原郵便局及び市内各郵便局
- ② 西日本電信電話株式会社（岡山支店）
- ③ 株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク
株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社
- ④ 日本赤十字社（岡山県支部）
- ⑤ 日本放送協会（岡山放送局）
- ⑥ 中国電力ネットワーク株式会社（倉敷ネットワークセンター、高梁ネットワークセン
ター）

(8) 指定地方公共機関

- ① 各民間放送会社（RSK山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式
会社、岡山エフエム放送株式会社）
- ② 一般社団法人岡山県トラック協会
- ③ 一般社団法人岡山県LPガス協会

(9) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- ① 井原医師会
- ② 井原商工会議所及び備中西商工会
- ③ 晴れの国岡山農業協同組合・井原市森林組合
- ④ 井原鉄道株式会社
- ⑤ 井原放送株式会社
- ⑥ 土地改良区、水利組合

- ⑦ 井原市建設業協会
- ⑧ 自治会及び市民等
- ⑨ 高圧ガス関係事業者
- ⑩ 市社会福祉協議会、女性団体、青年団等
- ⑪ アマチュア無線団体
- ⑫ 井原管工事協同組合
- ⑬ その他重要な施設の管理者

第4節 井原市の防災環境

岡山県内に被害を及ぼす地震としては、主に陸域で発生する震源の浅い地震（いわゆる直下型地震）と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

1. 地震履歴

岡山県の地震履歴は、以下の表のとおりである。

(1) 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年代	震源地	マグニチュード	備考
684	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震（白鳳の地震）
868	兵庫県南部	7程度	
880	出雲	7程度	
1099	四国－紀伊半島沖	8余り	南海地震・大津波
1361	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7～8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾－四国沖	8.6	宝永地震 岡山、津山等で震度5 日本史上最大級の大津波
1710	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度4～5
1711	伯耆	6.2程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡内	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7程度	岡山で震度4
1812	土佐	6程度	
1854	三重県西部	7.2程度	岡山で震度5
1854	四国－紀伊半島沖	8.4	安政南海地震県南で震度4～6 大津波

(注) 岡山県地域防災計画より引用

(参考文献) 「地震・火山の事典 [勝又護 著]」・「日本被害地震総覧 599-2012 [東京大学出版]」・「日本地震資料」

(注) 震源地の名称はこの3つの資料を参考にした。

(2) 過去に岡山県内で震度4以上を観測した地震

表1 明治35年(1905年)～平成7年(1995年)まで

発生年月日	震度	県内の被害状況	震央地名(地震名)	規模(M)
1905/6/2 (明治38)	岡山4	県内被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909/8/14 (明治42)	岡山4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909/11/10 (明治42)	岡山5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
1927/3/7 (昭和2)	岡山4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930/12/21 (昭和5)	岡山3 津山5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934/1/9 (昭和9)	岡山4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
*1938/1/2 (昭和13)	岡山3	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943/9/10 (昭和18)	岡山5 津山4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がけ崩れ、地割れ、落石等あり (被害については、どちらの地震によるか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943/9/10 (昭和18)	岡山4 津山2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
1946/12/21 (昭和21)	岡山4 津山3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者52人、負傷者157人 建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し。 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952/7/18 (昭和27)	岡山4 津山3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968/8/6 (昭和43)	岡山4 津山3 玉野4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995/1/17 (平成7)	岡山4 津山4	負傷者1人	大阪湾 【平成7(1995)年 兵庫県南部地震】	7.3

表1の説明

- ・*印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。
- ・震度は気象官署の値である
- ・【】は気象庁が名称を定めた地震である

表2 平成8年（1996年）以降

発生年月日	震度	県内の被害状況	震央地名(地震名)	規模(M)
2000/10/6 (平成12)	新見・哲多・大佐・落合・美甘 5強 19市町村 5弱 39市町村(井原含) 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し 【井原市内の被害】 ・住家一部破損 13件 ・公共施設被害 21件	鳥取県西部 【平成12(2000)年鳥取県西部地震】	7.3
2001/3/24 (平成13)	26市町村(井原含) 4	軽傷1人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13(2001)年芸予地震】	6.7
2002/9/16 (平成14)	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006/6/12 (平成18)	4市 4 (井原3)	県内被害なし	大分県西部	6.2
2007/4/26 (平成19)	玉野市 4 (井原3)	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013/4/13 (平成25)	5市町 4	軽傷1人	淡路島付近	6.3
2014/3/14 (平成26)	16市町 4 (井原3)	重傷1人、軽傷3人	伊予灘	6.2
2016/10/21 (平成28)	鏡野、真庭 5強 12市町村 4 (井原3)	重傷1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			5.0
2018/4/9 (平成30)	倉敷 4 (井原3)	県内被害なし	島根県西部	6.1

表2の説明

・【 】は気象庁が名称を定めた地震である

2. 地質等

(1) 井原地区

小田川及び高屋川流域は沖積層からなり、市の中央部から南部にかけては花崗岩、砂岩、礫岩を主とする砂壤土、北部は輝緑岩、粘板岩を主とする壤土である。

(2) 芳井地区

地区のほぼ中央から南方向への粘板岩、輝緑凝灰岩を主とする地層と、北部の砂岩、頁岩、角岩等を主とする地層が見られ、中央から北側に黒色準片岩、砂岩準片岩、緑色準片岩、片状流紋岩を主とする地層とで、地区の大部分が占められている。これに一部沖積層が小田川に沿って分布し、北部の地域には、石灰岩層も分布している。

(3) 美星地区

吉備高原の南端に位置する美星地区は、地勢上大きな河川がなく、輝緑岩、輝緑凝灰岩が地区の南西部一帯に広く分布している。また、北東部には粘板岩、頁岩からなる地層の分布が認められている。

3. 防災上の問題点

ライフスタイルの変化や共同体意識や共助意識の希薄化なども問題となっている。こうした社会環境の変化や問題点には地域差があり、これらの問題に適切に対応する必要がある。

今後も過疎化、産業構造の変化は進展するものと予想され、特に防災施設の整備、排水対策の強化、交通対策、道路及び街区の整備、建築規制、食糧の安全保管及び確保、救急救命対策、宅地造成の規制及び用水の確保等、地震に強いまちづくりを計画的に確実に推進する必要がある。

第5節 断層型地震の被害想定

第1項 断層を震源とする地震

1 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

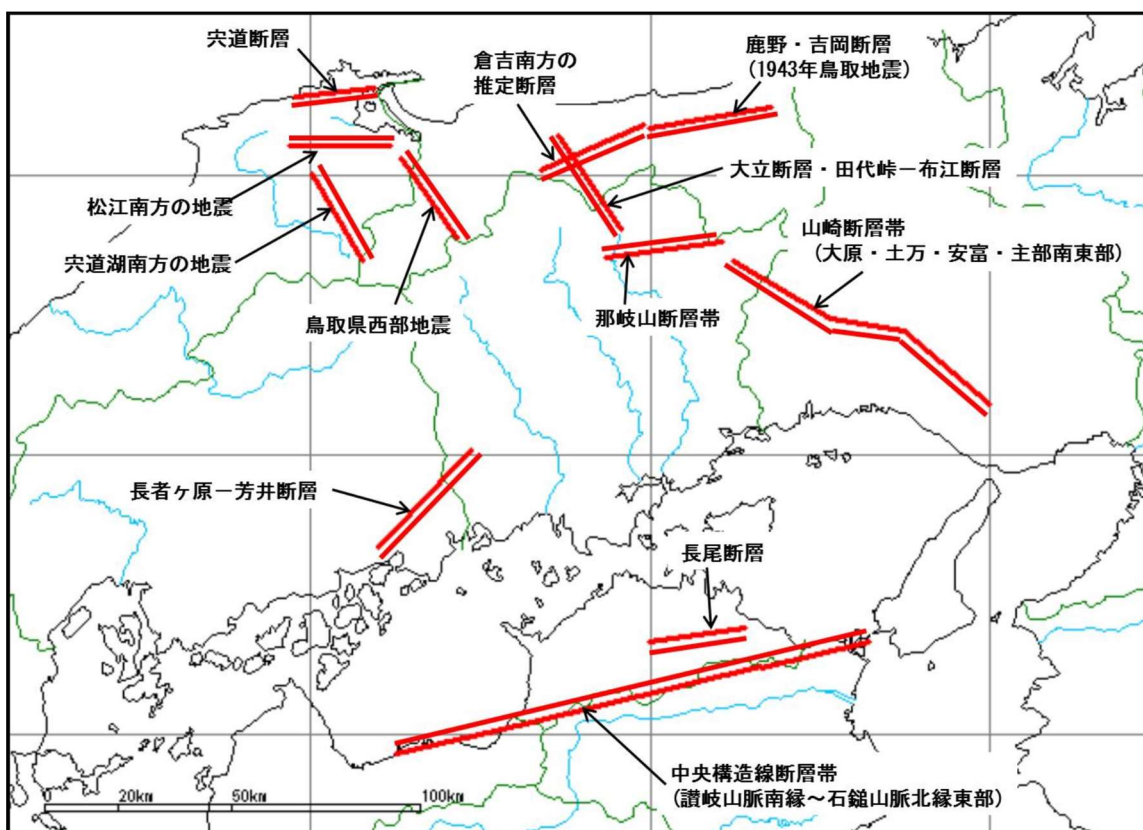
岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の人的・物的被害等に関する想定を岡山県が行った。

2 想定した断層型地震

岡山県では、国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果を受け、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、岡山県による被害想定が行われた。

(1) 各断層の位置



(2) 12断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模(長さ、幅)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
那岐山断層帯	M 7.3	L= 32km W=26km	国(地震調査研究推進本部)
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

3 震度分布等

(1) 各断層型地震の概要

断層名	山崎断層帯(※)	那岐山断層帯(※)	中央構造線断層帯(※)	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
井原市最大震度	4	4	4	6弱	3以下	4
震度6弱以上の市町村(ゴシックは震度6強)	津山市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 真庭市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 美咲町	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町	真庭市 鏡野町	津山市 真庭市 新庄村 鏡野町 奈義町

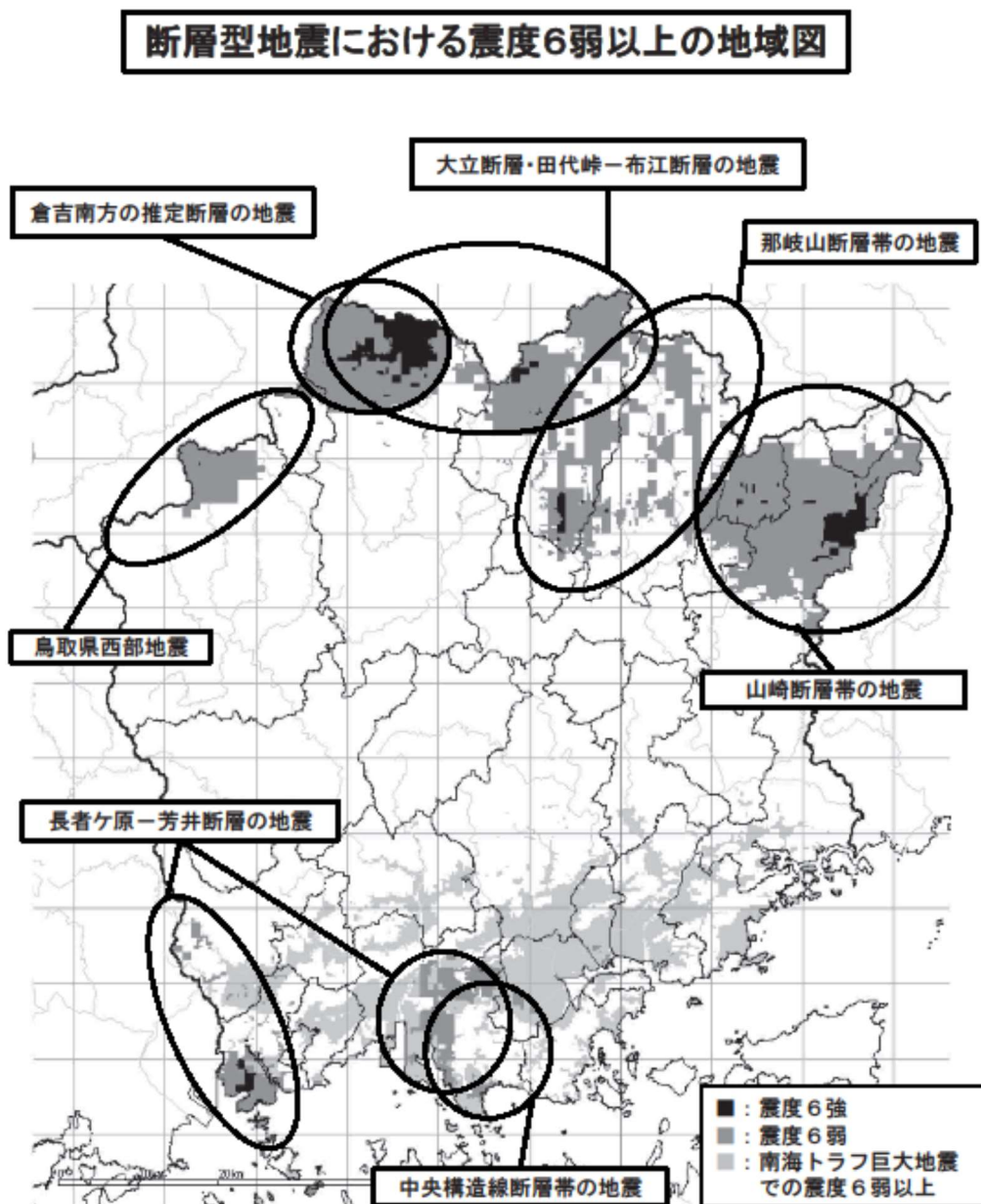
断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層(※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	0.1%
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
井原市最大震度	4	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村(ゴシックは震度6強)	新見市 真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注1 断層名欄の※は主要活断層

- 2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。
- 3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率(地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所)

(2) 断層型地震における震度6弱以上の地域

1 2断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度6弱以上の地域は、「断層型地震における震度6弱以上の地域図」のとおりである。



第2項 被害想定

1 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

2 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

3 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原一芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり

(1) 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6弱以上の揺れに見舞われる。
- ・美作市・奈義町を中心に約500棟の建物が揺れにより全壊となると想定され、建物倒壊により甚大な人的被害も想定される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町、津山市を中心に、河川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度4であり、ほとんどの地域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	井原市	主な市町村と被害想定	
				美作市	奈義町
最大震度		6強	4	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	604	0	471	56
死者数(人)	冬・深夜	33	0	30	3
最大避難者数(人)	冬・18時	5,680	0	3,474	532

注1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。（以下同）

2 建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。（以下同）

3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値（以下同）

(2) 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険度が高まる。
- ・避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度4であり、ほぼ全域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	井原市	主な市町村と被害想定		
				津山市	鏡野町	奈義町
最大震度		6強	4	6強	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	209	0	60	126	10
死者数(人)	冬・深夜	12	0	3	8	1
最大避難者数(人)	冬・18時	2,078	0	486	1,242	220

(3) 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度4であり、ほとんどの地域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	井原市	主な市町村と被害想定		
				岡山市	倉敷市	笠岡市
最大震度		6弱	4	6弱	6弱	6弱
建物全壊(棟)	冬・18時	291	0	49	218	13
死者数(人)	冬・深夜	5	0	1	4	0
最大避難者数(人)	冬・18時	11,018	0	1,918	8,730	40

(4) 長者ヶ原^{ちやうじゃがはら}—芳井断層の地震

- ・笠岡市で震度6強の揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で約22,000人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度6弱であり、ほとんどの地域で震度5強の揺れが想定されており、建物被害と死者及び避難者の発生が想定されている。

被害項目	ケース	県全体	井原市	主な市町村と被害想定	
				倉敷市	笠岡市
最大震度		6強	6弱	6弱	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	856	20	634	166
死者数(人)	冬・深夜	40	1	29	10
最大避難者数(人)	冬・18時	21,672	1,912	16,892	2,168

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度6強の揺れに見舞われる。
- ・被害は真庭市北部に限定されるが、100棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は1週間後に約1,400人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・井原市では、すべての地域が最大震度3以下であり、被害は想定されていない。

被害項目	ケース	県全体	井原市	主な市町村と被害想定
				真庭市
最大震度		6強	3以下	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	113	0	112
死者数(人)	冬・深夜	6	0	6
最大避難者数(人)	冬・18時	1,442	0	1,426

(6) ^{おおだて}大立断層・^{たしろうげ}田代峠―^{ぬのえ}布江断層の地震

- ・真庭市、鏡野町で震度6強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物・人的被害が想定される。
- ・揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化危険度が高まる。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度4であり、ほぼ全域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

害項目		県全体	井原市	主な市町村と被害想定	
				真庭市	鏡野町
ケース					
最大震度		6強	4	6強	6強
建物全壊(棟)	冬・18時	340	0	265	50
死者数(人)	冬・深夜	20	0	16	3
最大避難者数(人)	冬・18時	3,868	0	2,632	952

(7) 鳥取県西部地震

- ・新見市の北部で震度6強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・井原市では、最大震度4であり、ほとんどの地域で震度3以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

被害項目		県全体	井原市	主な市町村と被害想定	
				新見市	真庭市
ケース					
最大震度		6強	4	6強	6弱
建物全壊(棟)	冬・18時	17	0	5	12
死者数(人)	冬・深夜	0	0	0	0
最大避難者数(人)	冬・18時	150	0	34	86

4 地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立する集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や指定避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第6節 南海トラフの巨大地震の被害想定

第1項 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから70年以上経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70%～80%とされており、その発生が危惧される場所である。

本県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏 昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ＊木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定
③冬 夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



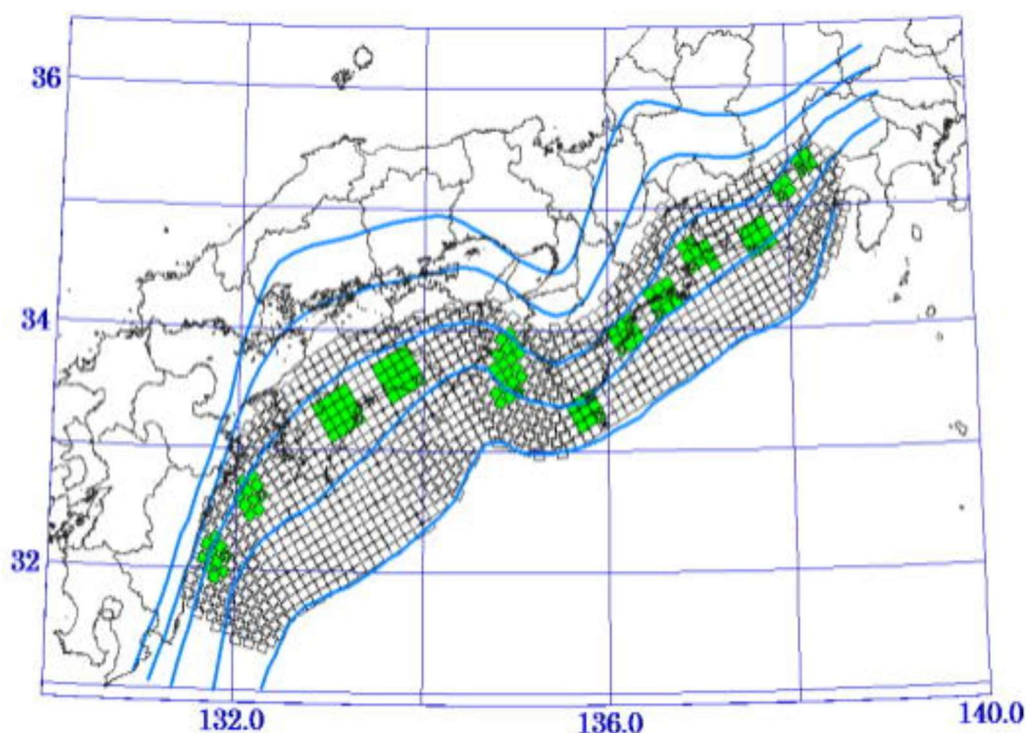
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

第2項 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース地表震度全域図」



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

<参考>国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

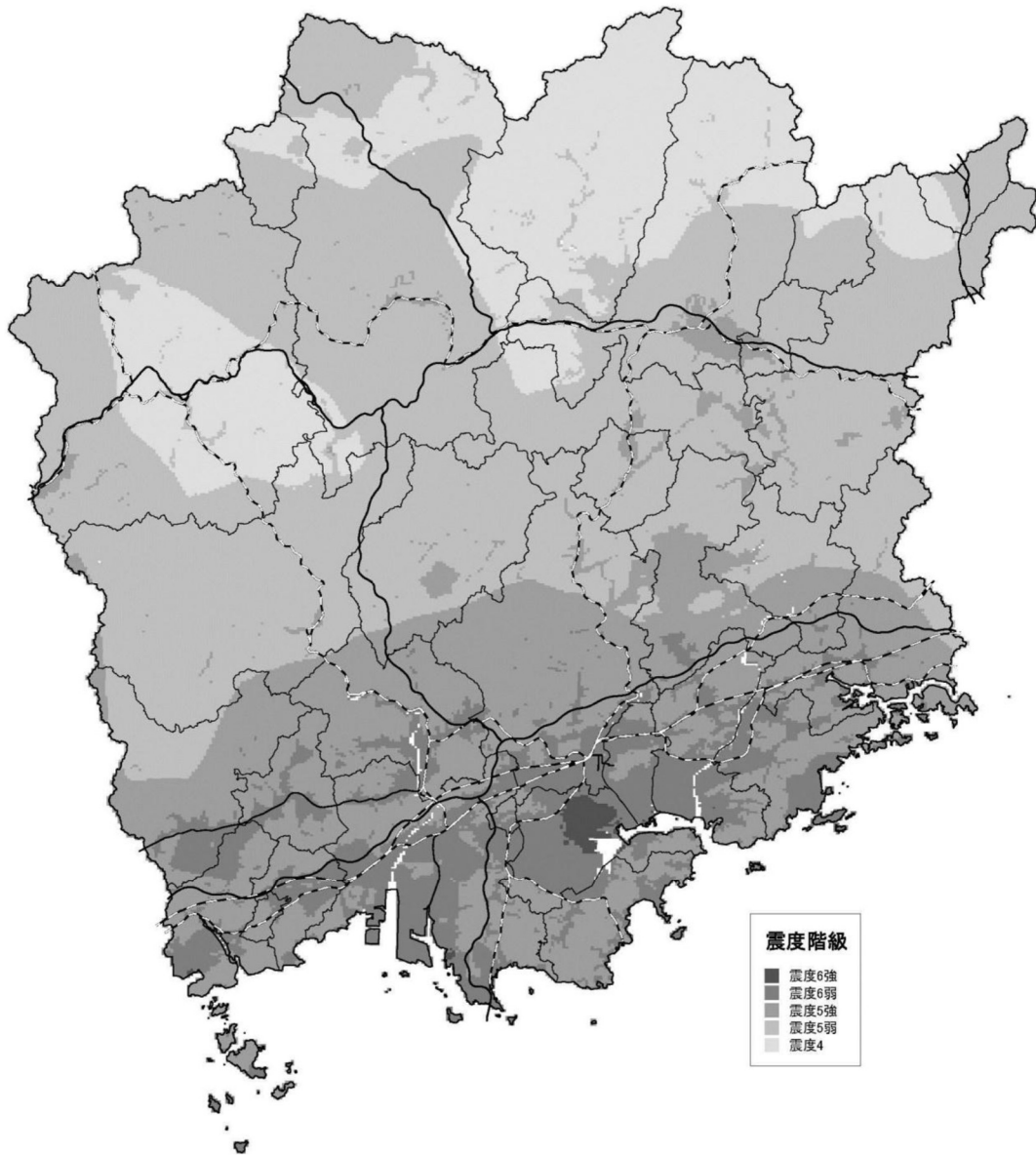
第3項 岡山県の震度分布図

岡山県の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【県想定】



※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が想定される。市内の最大震度は震度6弱である。

岡山県では、過去数十年間、震度6弱を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こりうる被害を想像し、その被害への対応を着実にを行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

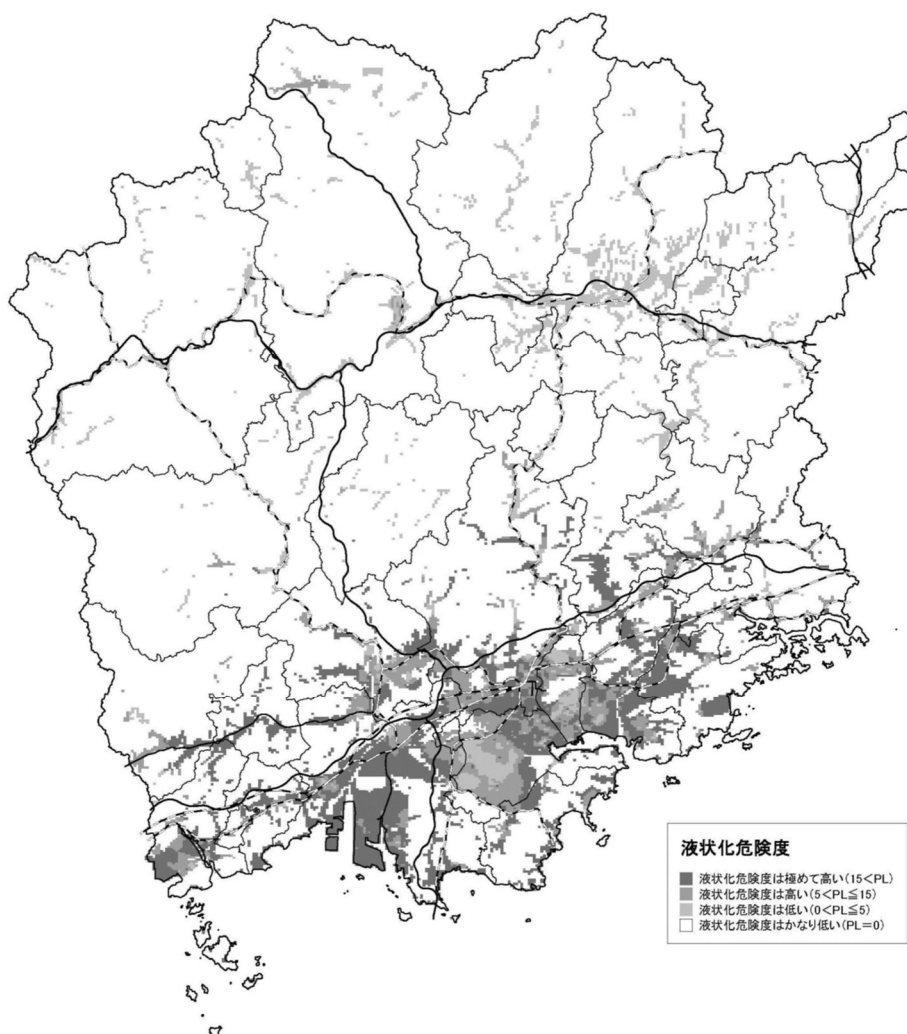
第4項 岡山県の液状化危険度分布図

◎ 岡山県の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、PL値を用いている。PL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【県想定】



※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250mメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。現況では河川などからは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を生かし、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

〈参考〉液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- ◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。
- ◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第5項 岡山県の人的・物的被害想定結果

1 建物被害

ア 全壊（被害が最大となるもの：冬・18時）

項 目	井原市	県	国
揺れによる	27	4,690	約18,000
液状化による	18	1,036	約 5,200
津波による	-	8,817(318)	約 1,190(90)
急傾斜地崩壊による	11	221	約 200
地震火災による焼失	2	3,901	約11,000
合 計 (棟)	58	18,665	約36,000

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定

参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

イ 半壊（季節や時間帯による被害には影響なし）

項 目	井原市	県	国
揺れによる	760	42,651	/
液状化による	628	34,546	
津波による	-	57,731 (6,841)	
急傾斜地崩壊による	23	433	
合 計 (棟)	1,411	135,361	

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定

参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

2 人的被害

ア 死者数（被害が最大となるもの：冬・深夜）

項 目	井原市	県	国
建物倒壊による死者	3	305	約 1,100
津波による死者	-	2,786(40)	約 640(40)
急傾斜地崩壊による死者	1	20	約 10
地震火災による死者	0	0	約 0
屋外落下物等による死者	0	0	約 0
合 計 (人)	4	3,111	約1,800

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定

参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

イ 負傷者数（被害が最大となるもの：冬・深夜）

項 目	井原市	県	国
建物倒壊による負傷者	157	7,534	約17,000
津波による負傷者	-	4,184(73)	約40(20)
急傾斜地崩壊による負傷者	1	25	約 20
地震火災による負傷者	0	2	約 70
屋外落下物等による負傷者	0	0	約 20
合 計 (人)	158	11,745	約17,000

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定

参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

3 ライフライン被害 県想定

	区 分	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口
上水道 (人)	1,945,000	933,000	48	525,000	27	283,000	15	14,000	1
下水道 (人)	1,193,000	1,017,000	85	(45,000) 402,000	(4) 34	(41,000) 399,000	(3) 33	—	—
電 力 (軒)	1,163,000	906,000	78	23,000	2	—	—	—	—
固定電話 (回線)	444,000	346,000	78	8,000	2	4,000	1	—	—
都市ガス (戸)	116,000	31,000	26	29,000	25	22,000	19	—	—

- ※ 電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。
- ※ 固定電話の不通は停電によるものとする。
- ※ 復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

県想定から井原市の見込

	区 分	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
		給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口
上水道 (人)	43,927	33,457	76.2	19,860	45.2	11,685	26.6	1,230	2.8
下水道 (人)	18,697	9,601	51.4	610	3.3	0	0.0	0	0.0
電 力 (軒)	29,316	15,054	51.4	183	0.6	0	—	0	—

4 交通施設被害

ア 道路（緊急輸送道路）

緊急輸送道路区分	被害箇所数		
	浸水区域外	浸水区域内	計
第1次	40(45)	8(0)	48(45)
高速道路	—	—(-)	—(-)
高速道路以外	40(45)	8(0)	48(45)
第2次	26(29)	8(-)	34(29)
第3次	10(12)	4(-)	13(12)
全体	75(85)	20(1)	95(86)

イ 鉄道

鉄道区分	被害箇所数			
	新幹線	在来線		計
	浸水区域外	浸水区域外	浸水区域内	
県	30(30)	543(587)	46(1)	619(618)
国	(30)	—	(690)	(720)

※ 在来線は、JR西日本、水島臨海鉄道、井原鉄道、智頭急行の計である。

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定

参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

5 生活支障等

ア 避難者

		地震直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
市	避難者数(人)		635	3,514	1,727
	避難所避難		381	1,757	518
	避難所外避難		254	1,757	1,209
県	避難者数(人)	(85,000)	(85,000)	(130,000)	(74,000)
	避難所避難	342,000	342,000	170,000	116,000
	避難所外避難	(53,000)	(53,000)	(67,000)	(22,000)
		225,000	225,000	116,000	35,000
		(32,000)	(32,000)	(63,000)	(52,000)
国	避難者数(人)	117,000	117,000	54,000	81,000
	避難所避難	(101,000)	(101,000)	(240,000)	(184,000)
	避難所外避難	(61,000)	(61,000)	(120,000)	(54,000)
	(40,000)	(40,000)	(120,000)	(130,000)	

※ 避難所外避難とは、指定避難所以外の文化ホールなどの公共施設や自動車、親戚・知人宅などへ避難することをいう。

イ 帰宅困難者

区 分		帰宅困難者	コメント
帰宅困難者 (人)	県	141,000	うち約12万人が通勤通学者、約2万人がその他、買い物・観光客等である。
	井原市	1,177	

ウ 災害廃棄物発生量

区 分	県	国
災害廃棄物(万ト)	1,202(234)	(440)
災害廃棄物	224(126)	(370)
津波堆積物	978(108)	(70)

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定
参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

6 経済的被害

区 分	県	国
民間部門（住宅等）	3.5 (2.0)	(2.8)
準公共部門 （電気、通信、ガス、鉄道）	—	—
公共部門（上下水道、道路、 港湾、農地、漁港、災害廃棄物）	0.6 (0.3)	(0.4)
合 計（兆円）	4.1 (2.3)	(3.2)

※「—」は、
僅かなもの

※ 津波による被害は、地震直後に堤防等が破壊される想定
参考として、津波により越流した堤防等が破壊される想定を（ ）書とする。

第6項 減災効果

(1) 建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率は令和元年度末で約82%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。

(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を100%にすることで、死傷者数は約30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

(3) 直接被害額の軽減

建物耐震化を100%とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。

第7項 被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震対策を推進することが必要である。

さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、

- 1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
- 2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
- 3 初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平常時から自らができることを確実に（自助）、地域の安全を地域の人みんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第7節 地震災害対策の基本的方向

1 断層型地震

岡山県において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフ巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフ巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフ巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

2 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、確率的には千年に一度あるいはそれによりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらす、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぼす可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。

これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に70年以上が経過している。

政府の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が70%～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

3 地震への対応

南海トラフ巨大地震への対応は、行政、企業、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

市は、岡山県が独自に行った被害想定に基づき、ハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に身近な地域の災害を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る必要がある。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要もある。

2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、地震の被害想定をはじめ、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信し、過去の大災害の教訓や災害文化の保存・継承に努める。

3 対策

(1) 実施主体

[市]

ア 市は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 市は、最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ 市は、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路を指定し、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておく。

エ 市は、防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう

努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

オ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

キ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

[市及び県、井原商工会議所・備中西商工会]

市及び県、井原商工会議所・備中西商工会は、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

[県]

県は、防災対策の基礎資料となる最新の知見に基づく地震・津波の被害想定周知をはじめ、防災知識の普及・啓発、災害教訓の収集と伝承に向けた市町村の取組を支援し、自らもあらゆる機会をとらえ積極的に普及・啓発活動を行う。また、報道機関等の協力を得て、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用した防災知識の普及啓発の取組を行う。

[住民]

住民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

[企業等]

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに

に、その情報が理解されるよう努める。

その際、一企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、市、県及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市及び国、県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
[住民及び事業者]

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

（2）家庭・地域における普及対策

ア 防災知識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

- ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など

- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ウ 市及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。
- エ 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 事業所・職場における普及対策

企業等は、事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

- ア 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
- ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大阻止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第2項 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力をもつことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、そ

の推進を図る。

3 対策

(1) 実施主体

[市、国、県、公共機関]

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

国、公共機関、県及び市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

[公私立各学校管理者]

公私立各学校管理者は、市町村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識の養育及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養育及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時におい

て、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であることから、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。発災時には、市は甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

(カ) 要配慮者の支援

(キ) 避難所運営

自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなど、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む消防団の活動を支援する。

3 対策

(1) 実施主体

[市]

市は、平常時から、声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(2) 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ 自主防災組織は、自治連合会、自治会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ 市等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

市は、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

第4項 防災ボランティア養成等計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想される場所である。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また、一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

2 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

3 対策

(1) ボランティアの確保

①ボランティアの養成・登録

[市]

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

[市、県]

市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

②ネットワーク化の推進

[市社会福祉協議会]

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携し、災害時において迅速な対応ができるよう、近隣の社会福祉協議会を含めて、連絡応援体制の整備を図るものとする。

[市、県]

市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連携体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボ

ランティア活動の環境整備に努める。

第5項 住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要があるため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

市及び県は、自衛隊等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

3 対策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

市は県の協力を得て、自主防災組織の防災訓練の指導、助言に努めるとともに、住民、地域、企業等は、それぞれの防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材や

AED（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

（ア）市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

（イ）自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

（3）NPO・ボランティア等との連携

市、県等は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力的体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、指定避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

第7項 要配慮者等の安全確保計画

1 現状と課題

近年の都市化、高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

2 基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者に速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・

設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進めることとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

3 対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者等の把握

市は、市内に居住する要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害時の避難支援等に利用する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者として該当するか否かについては、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的にみて判断を行う。

①避難能力の有無については、主に次の点から判断を行う。

- a 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- b 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力
- c 避難行動を取る上で必要な身体能力

②避難支援の必要性については、主に次の点に着目して判断を行う。

- a 同居親族等の有無
- b 社会福祉施設等への入所の有無

③上記①及び②を踏まえた上で、市では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者として扱う。

- a 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
- b 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定による1級又は2級に該当するもの
- c 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当するもの
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する岡山県精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級に該当するもの
- e 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者のうち支援が必要なもの
- f 厚生労働省が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究対象疾患患者
- g 前各号に掲げる者のほか、災害時等において支援が必要と認められるもの

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援等を実施するに当たり、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社

会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿

①避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

②避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

アー（ア）に該当する者

③市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の作成の際は、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を介護状態区分別や障害種別、支援区分別に集約するよう努める。

④県等からの情報の取得

市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。

⑤避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害等によっては市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くよう努める。

⑥市における情報の適正管理

市は、情報セキュリティ対策など必要な措置を講じ、名簿情報の適正な管理を行う。

(イ) 個別避難計画

①優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

個別避難計画の作成を進めるに当たり、以下の項目を基に避難行動要支援者を類型化し、優先して計画を作成する区分を設定し、優先度の高い者から作成を進める。

- a 地域におけるハザードの状況
- b 心身の状況

c 居住実態、社会的孤立の状況

②個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

a 個別避難計画作成に必要な個人情報等

個別避難計画への記載事項は、避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、避難支援等実施者の氏名、住所連絡先、避難場所や避難経路及び避難時に配慮しなくてはならない事項等とする。

b 個別避難計画作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人とかかわりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）からの情報提供、市内部での情報の集約、県等からの情報の取得及び個人番号（マイナンバー）を活用して情報の集約・取得を行う。

ウ 避難行動要支援者名簿等の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿等の更新

市は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、情報の共有に努める。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有・周知を図る。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）について、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に事前提供を行う。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(ア) 名簿情報等は、次の避難支援等関係者に対して事前提供を行う。

a 消防機関

b 警察機関

c 民生委員

d 社会福祉協議会

e 自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(イ) 市は、名簿情報等の事前提供を行うため、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働きかけを行い、同意を得るものとする。

(ウ) 名簿情報等の事前提供は、本人の同意がなくても平常時から名簿情報等を外部に提供できる旨を市条例で別に定める場合は、事前提供に際し、本人の同意を要しないものとする。

(エ) 市は、名簿情報等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 名簿情報等の活用

ア 避難のための情報伝達

(ア) 避難情報の発令・伝達

市は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう高齢者等避難、避難指示等を適時・適切に発令するよう努める。

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害時に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせ、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、名簿情報等を避難支援等関係者に事前提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報等に基づいて避難支援を行う。

(イ) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域においては、避難の必要性や名簿情報等の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を定めておく。

また、市等は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮を行う。

(ウ) 名簿情報等の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報等の提供を受けた者もしくは名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者及びこれらにあった者は、正当な理由がなく、名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(エ) 名簿情報等の事前提供に不同意であった者への避難支援

a 不同意者を含む名簿情報等の提供

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供することができる。

b 不同意者を含む名簿情報等の提供先

市は、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報等を提供することができる。

c 不同意者を含む名簿情報等の情報漏えいの防止

市は、災害時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報等を提供する場合、あらかじめ定めた避難支援等関係者以外の者にも提供を行うこととなるが、これらの者が適正な情報管理を行うよう、名簿情報等の破棄・返却等、情報漏えい防止のため必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認の実施

(ア) 安否確認を行う際には、名簿情報等を有効に活用する。

(イ) 市は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、名簿情報等を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

(ウ) 市は、安否確認を外部に委託する場合には、名簿情報等が悪用されないよう適切な

情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(ア) 避難行動要支援者の引継ぎ

市は、避難行動要支援者及び名簿情報等が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者へ引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ避難支援計画等に定める。

(イ) 避難行動要支援者の移送

市は、避難行動要支援者を速やかに指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の移送について協定を締結し、その方法等を避難支援計画等へ定める。

(3) 福祉避難所等の確保

[市]

市町村は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。

さらに、福祉避難所の指定にあたっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設設備、物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努める。

(4) 防災知識の普及

[市]

市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、市社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

[住民]

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療

データ等を自ら把握し、また福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(5) 生活の支援等

[市]

市は、民生委員や市社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

[社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。

特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。

県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における

非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める必要がある。

第1 食料の確保

1 現状と課題

被災当初における円滑な食料の確保は、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、家庭内・事業所内での食糧備蓄を推進するとともに、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村との相互応援体制の確立、食品加工業者・外食産業等との協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

[市]

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

[国]

農林水産省本省は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続きを定め、要請を受ける体制を整える。

[県]

県は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

ア 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

- ・大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査
- ・調達に関する協定の締結

なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

- イ 被災地に対する援助食品を受入れ、集積する場所の選定
- ウ 県民、企業等に対する食料備蓄の啓発
- エ 住民及び市町村の備蓄の補充に必要な食料の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するように努める。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第2 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、給水車等を使用するが、道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

2 基本方針

被災想定人口に基づき給水計画を樹立し、住民への飲料水が確保できるよう努める。その目標は最低必要量（供給を要する人口×約3リットル/日）とする。

また、住民、事業所等に対して個人、家庭内事業所等での備蓄を勧奨する。

3 対策

[市]

市は、以下について実施するものとする。

- ア 水道復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。
- ウ 給水車、給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。
- エ 住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。
- オ 水道工事者等との協力体制を確立する。

[県]

県は、住民及び市が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、住民、事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、

自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第3 生活必需品の確保

1 現状と課題

本市においては災害の少ない地域という認識から、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。

平常時から市及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

[市]

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- ア 確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
- イ 確保すべき生活必需品に係る流通在庫の定期的調査
- ウ 確保すべき生活必需品の調達体制
- エ 緊急物資の集積場所
- オ 備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

[県]

県は、各市町村が策定する生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

- ア 県が確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
- イ 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
- ウ 食料、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
- エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 調達体制
- カ 緊急物資の集積場所
- キ 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
- ク 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

[日本赤十字社岡山県支部]

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を確保して

おく。

[住民]

住民及び自主防災組織は、「自らの身は自らで守る」という考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

住民、事業所等は、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、常用する医薬品がある人は、持ち出しや確保方法について各自で確認しておく。

市は、広く住民、事業者等に対し、個人備蓄等について普及・啓発を図る。

3 対策

(1) 個人備蓄

①食料・飲料水の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水を備蓄するよう努める。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3リットルを基準とする。

また、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮する。

②生活必需品の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

③個人備蓄の意識啓発

[市、県]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等にたいしても意識啓発する。

[住民、事業者等]

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は、前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差をおいて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

2 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために、市、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集・伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差をおいて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、二度にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者

保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3 対策

(1) 対応計画の作成

① 市、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

② 訓練の実施

市、県等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

③ 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

(2) 初動体制の確立

① 緊急初動班（初動体制）

ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ 緊急初動班については、危機管理課が統括する。

ウ 緊急初動班は、市、消防組合等で組織する。

エ 緊急初動班は、市内で震度4以上の地震が発生した場合に自主参集し、警戒体制をとる。

その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

(ア) 情報の収集及び幹部等への報告

(イ) 県への報告

(ウ) 非常体制への移行準備

② 班員の連絡方法

班員への連絡方法については、電話・携帯電話等による通報体制を整備する。

(3) 非常時の処理権限の委譲

災害初動において、市長をはじめ幹部不在の場合、本部設置の判断や災害対応など処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長、第2位 総務部長、第3位 市民生活部長

(4) 非常体制

① 非常体制の基準

震度5強以上の地震が発生した場合又は震度5弱以下の地震により、相当規模の災害が発生し、さらに災害が拡大するおそれのある場合には、非常体制に移行する。

なお、必要に応じて、災害地において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

②非常体制の職員配備

ア 本庁及び出先機関の全職員が配備する。

イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの出先機関へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

③各部（各課）の所管事項

ア 井原市災害対策本部規程第6条第2項の規定のほかに、震災対策に関する各部（各課）の所管事項を定める。

イ 各部（各課）の所管事項は、次の点を踏まえ定めるものとする。

（ア）地震対策に関する法令の改正に対応する事項

（イ）国の各省庁の事業に対応する事項

（ウ）防災計画（地震災害対策編）による新規・改正に対応する事項

（エ）広域応援体制の実行に対応する事項

（5）災害対策本部室の確保

① 地震により庁舎（本庁、支所）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保するものとする。

② 代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。

イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

③ 代替本部室の確保対策

庁舎が損壊した場合に備え、アクティブライフ井原に代替本部室等の機能が発揮できるよう拠点機能の整備を行い、その強化充実を図る。

（6）関係機関の整備

①市及び防災関係機関の体制整備

ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

②防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。

ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の

検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市、県等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

イ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

ウ 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

エ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

オ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

カ 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

キ 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

ク 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び

- 防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- ケ 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- コ 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。
- サ 市、消防組合及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- シ 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- ス 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。
- セ 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊、海上保安庁等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。
- ソ 県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平素から連携体制の強化を図る。また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。
- タ 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- チ 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- ツ 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。
- テ 県は、市町村に対し住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。
- ト 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う

よう努める。

ナ 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

ニ 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画 担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

ヌ 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

2 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等（戸別受信機を含む。以下同じ。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

市、消防組合等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトやメール配信、緊急告知端末器「お知らせくん」などを通じ市民等へ提供する。

市及び県は、さまざまな環境下にある住民、市・県職員等に対して、防災情報等が確実に伝わるよう、伝達手段の多重化、多様化を図る。

3 対策

(1) 災害時の通信手段の確保

①防災関係機関の通信手段の整備

- ア 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星通信導入の検討を行うとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。
- イ 市及び県は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。
- ウ 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。
- エ 災害時に有効な携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努める。
- オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
- (ア) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (イ) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
 - (ウ) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (エ) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- カ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を検討する。
- キ 市及び県は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- ク 市及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[市]

市は、住民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

- ア 住民への情報の伝達手段として有効なWebサイトによる情報提供機能の確保や音声告知システム、緊急速報メール及びケーブルテレビジョン（CATV）等の整備を図る。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

- イ 非常災害時に、市災害対策本部が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や医療、

金融、電力・ガス会社などの生活関連機関が、相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

[県]

ア 県は、図書館の代替拠点機能に必要な非常電源、通信施設等を拡充整備するとともに、防災情報ネットワークの県庁統制局のバックアップ機能を整備する。

また、衛星通信可搬局の導入に努める。

イ 県は、消防庁等国の関係機関との既存の情報連絡体制の強化・充実を図るとともに、緊急時における総理大臣官邸等との緊急連絡網を確保するため、国の中央防災無線の機能強化に対応する。

ウ 県は、防災情報ネットワークを活用した岡山県総合防災情報システムを整備することにより、市町村から、人的被害、住家被害、避難情報、避難所の開設情報等を収集し、県、市町村及び防災関係機関でリアルタイムの情報共有が図れるように努める。

特に、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

また、震度情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送を通じて県民へ提供する機能の充実を図る。

エ 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラをはじめとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

オ 衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

カ 災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークを機能強化する。

キ 県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、Webサイト、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

[防災関係機関]

防災関係機関は、無線機器を基本に、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

②非常通信協議会との連携

非常災害時の通信手段を確保するため、非常通信の運用について非常通信協議会との連携を図る。

(2) 災害対策本部の情報収集連絡体制

①地震情報の連絡

市は、J-ALERTと緊急告知端末器「お知らせくん」を自動連動させることなどにより、J-ALERTにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市の緊急告知端末器等を自動的に起動させることにより、市民に瞬時に伝達するシステム。

②情報収集の方法

ア 被害情報の収集は、参集した職員からの報告、収集に動員した職員の巡回・警戒活動、防災関係機関及び市民からの通報をもとに収集する。

イ 防災関係機関は、災害対策本部に情報連絡員を派遣し、情報収集・交換の緊密化を図る。

ウ 県、県警察は、ヘリコプターを活用し、情報収集を行う。

エ 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等を派遣し情報を収集する。

③災害初期の情報収集・連絡

初期の情報収集が、迅速かつ的確な応急対策を実施する上で重要となるため、職員からの報告や市民からの情報のみではなく警察、消防、自衛隊との情報収集・連絡を図り、以下の情報収集にあたる体制を整える。

(ア) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の状況

(イ) 道路の被害状況

(ウ) 生活関連（電気、ガス、水道）の状況

(エ) 被害規模状況の把握のための情報

④応急対策時の情報収集・連絡

ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、市、県及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 被害情報については、各班等からの報告を本部が取りまとめ、県及び関係機関に連絡する。

ウ 市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

第3項 救助、救急、保健医療体制整備計画

第1 救助

1 現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。

また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策

(1) 救助

①組織体制の整備

[市、県]

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・

特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

[消防組合、県警察]

消防組合、県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

②住民等による救助活動のための条件整備

市は、住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防組合と結ぶ無線通信装置の充実に努める。

第2 傷病者搬送

1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

県において設置する県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部が医療機関の受入可否、被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携し、搬送調整やヘリコプター等航空機の確保に努め、市は県に協力するものとする。

3 対策

(1) 傷病者搬送

①組織体制の整備

[市・消防組合]

県警察及び関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

②広域災害救急医療情報システムの運用

[市、県、消防組合、医師会、各医療機関]

市、県、消防組合、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

③ヘリコプター等航空機による搬送

ア ヘリコプター等航空機の確保

市は、道路交通網の寸断時の遠隔地への搬送について、県消防防災ヘリコプター等航空機と連携のもとに、災害時におけるヘリコプター等航空機の確保を図る。

イ ヘリポート等の整備

ヘリコプター等航空機搬送が可能となる緊急用場外離着陸場の整備を図ることとする。

④航空搬送拠点臨時医療施設（SCU(Staging Care Unit)）の整備

[県]

県は、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

また、医療機関から広域医療搬送拠点までの傷病者の搬送について、ヘリコプター等航空機や救急車等による搬送手段の確保を図る。

⑤救急隊員等の研修

[消防組合]

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第3 医療体制

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。

また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、BCPの策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。

なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚大で、本市の傷病者を市外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び市民への災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

3 対策

(1) 医療体制

①組織・体制の整備

[県]

県は、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図る。

さらに、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等

が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

②広域災害救急医療情報システムの運用

市、県及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

[市]

市域内の医療機関、消防組合、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化し、医療機関情報を確保できる体制を整備する。

[県]

県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの迅速かつ的確な活用を図り、災害時の医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。

[医療機関]

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。

③災害拠点病院等の整備

[県]

県は、指定した次の災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。

- ・基幹災害拠点病院：県下で1病院
- ・地域災害拠点病院：二次医療圏で1病院以上（県内10病院）

ア 機能

- ・高度の診療機能・広域搬送の対応機能
- ・DMAT等の受入機能・DMAT派遣機能
- ・応急用資機材貸出し機能
- ・研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

イ 整備

- ・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
- ・受水槽・衛星電話・ヘリポート
- ・DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両
- ・食料、飲料水、医薬品等
- ・研修スペース（基幹災害拠点病院のみ）

また、災害時精神科医療中核病院を整備し、被災した地域の継続的な精神科医療を確保する。

ア 機能

- ・災害発生時の診療機能・転院調整
- ・DPAT等の受入れ・派遣機能
- ・DPAT等に係る研修機能

イ 整備

- ・食料、飲料水、医薬品等

・研修スペース

④医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

[医療機関]

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努める。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- オ 業務継続計画（BCP）の策定
- カ 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
- キ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

⑤医療機関による相互支援の推進

[県、医療機関]

多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時には、患者の積極的な受け入れや搬送等に協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

県においても、医療機関の業務継続計画（BCP）の作成を促すため、研修会等を開催するなど支援を行う。

⑥効率的な医療を確保するための研修の実施

[県、医療機関]

県、基幹災害拠点病院（岡山赤十字病院）及び日本赤十字社岡山県支部において行われるトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修会を実施する。

また、各医療機関はそれらの研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

⑦市民への災害医療の普及・啓発

[市、県、消防組合及び日本赤十字社岡山県支部]

市、県、消防組合及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民への普及・啓発を行う。

⑧人工透析・難病患者等への対応

災害時における対応を迅速に行うため、県において医療機関における受診状況等の実態把握に努めることになっているが、市においても県に協力するものとする。

第4 医薬品等の確保

1 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

2 基本方針

救急医薬品等については、流通段階における備蓄により確保することを基本とする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なための確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

3 対策

(1) 医薬品等の確保

①救急医薬品等の確保

[県]

災害時に必要とする医薬品等の確保については、県において医薬品卸売業者、薬剤師会等と連携をとり、救急医薬品等の備蓄状況の把握に努める。

また、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣、医薬品等の供給調整及び救護所における医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を迅速かつ適切に行えるよう体制の整備に努める。

[県薬剤師会]

県薬剤師会は、県との協定に基づき、組織内の連絡及び災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣体制の整備等に努める。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、県と連携をとり医薬品等の確保に努める。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・災害後1～2日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害後3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

②輸血用血液製剤の確保

[県赤十字血液センター]

医療用血液の確保については、岡山県赤十字血液センターにおいて、中四国ブロック血液センターとの協力体制の確立に努める。

第4項 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

1 現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路をわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万々に備えることが必要である。

2 基本方針

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。

3 対策

第1 指定緊急避難場所の整備等

(1) 指定緊急避難場所の指定

[市]

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

[市]

市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

[市]

市は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て、次の基準により避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するよう努める。

(2) 避難路の整備

[市、道路管理者等]

市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、

道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため、電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等の表示を各所にわかりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震発生時には、火災やがけ崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

2 基本方針

あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し、住民等への周知と訓練に努める。

3 対策

市及び県は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(1) 避難方法

①避難計画

[市]

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮し、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

[地域住民]

地域住民においては、あらかじめ自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要と思われる要配慮者等の把握に努める。

[多数が利用する施設等の管理者]

不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。なお、避難誘導マニュアル策定に当たっては、要配慮者へ十分配慮するものとする。

②避難訓練の実施

[市]

市は、防災関係機関と共同し又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

[地域住民]

地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

[多数が利用する施設等の管理者]

不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていなかった。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

2 基本方針

あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3 対策

(1) 指定避難所の設置

①指定避難所指定・周知

[市]

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館

等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

②指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、防災無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を図る。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

③指定避難所における生活物資等の確保

市は、指定避難所又はその近傍で必要となる、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても同様とする。

④ 指定避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・運営管理等について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ア 指定避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

- ウ 本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- カ 感染症対策を踏まえた運営方法
- キ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から市町村の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の生命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

3 対策

(1) 運営体制

①行政側の管理伝達体制

[市]

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてのマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生することも考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

②避難者の自治体制

[市]

市は、指定避難所での避難者に対する正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布に努める。

また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所

の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

③施設管理者の避難所支援体制

[指定避難所設置施設の管理者]

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

2 基本方針

市及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、自治会の集会所等にも救助用資機材の整備を検討する。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

3 対策

[市]

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借り上げに関する協定の締結に努めるものとする。

[県警察、消防組合]

県警察及び消防組合は、ファイバースコープやエアーカッター等、災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

資機材の備蓄については、市内8箇所の水防倉庫での水防活動を想定したものを中心としており、阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、県及び市町村においては、初期活動に必要な最小限の資機材の備蓄に努める。

3 対策

(1) 備蓄

[市]

備蓄計画の策定にあたっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定にあたっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。

(2) 調達

[市]

市域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査・把握した上で、関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に促進し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と合わせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時において、避難場所・避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

防災機能を有する道の駅等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

3 対策

(1) 市の整備

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

ア 物資等の集積基地

イ 救急、救援の活動基地

ウ 災害ボランティア等の受入施設

エ ヘリポート施設

(2) 県の整備

県は、次のような広域防災拠点の整備に努める。

- ア 長期的な物資の流通配給基地
- イ 関係機関（警察、消防、自衛隊等）の応援隊の活動基地
- ウ 県庁が使用不能となった場合を想定し、通信手段を考慮した代替本部機能
- エ 消防防災ヘリコプター広域応援受援拠点

第9項 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

市及び県は、多重化や利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所及び支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

3 対策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者にとっては生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点並びに防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路啓開の迅速化

道路管理者は、井原市建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

市及び県は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

市及び県が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に

交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うなど、その普及を図る。

(5) その他環境整備等

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備に努める。

第10項 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時に応急活動の中核となる消防機関、県警察及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

(1) 消防組合等

ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

(ア) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備

(イ) 池、河川等の自然水利の活用

(ウ) プール、下水道等の既存の人工水利の活用

(エ) 道路横断用のホース保護具等の整備

イ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

ウ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

エ ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(2) 県警察

ア ヘリコプターテレビシステムの充実を図る。

イ ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。

ウ 災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する災害警備用装備資機材の整備に努める。

エ 警察災害派遣隊等の災害警備用装備資機材整備に努める。

(3) 自衛隊

ア 自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。

イ ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第11項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、

他地域からの応援が必要になり、広域の応援体制の整備を行う必要がある。

県内の市町村などの応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか、被災地の受入体制等についても検討を加えておく必要がある。

2 基本方針

県では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、中国5県、中四国地方9県及び全国都道府県との相互応援協定を締結しており、協定に基づく広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアル等の整備等を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。

また、市では県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、支援・受援計画の具体化を進める。

3 対策

(1) 応援体制

① 応援要請の判断

ア 市長が応援要請の判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市域を超えて被害を受けるため、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

② 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

ア 県内相互応援

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(ア) 県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、市から要請があった場合には、消防防災ヘリコプターを出動させ、市町村の行う消防業務を支援する。

(イ) 岡山県下消防相互応援協定並びに岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定の活用を図る。

(ウ) 県内の各自治体との応援協定の活用を図る。

(エ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

また、県は、市町村相互応援が円滑に進むよう配慮する。

イ 県外からの応援

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

(ア) 自治体の応援

県単位の災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、隣県等の応援を受ける。

また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

(イ) 警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

(ウ) 消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

(エ) 自衛隊の応援

自衛隊の派遣要請は、市町村からの要請を待つことなく迅速に行う。

③ 応援の受入体制

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

自治体応援の受入れは、次の担当部署とする。

ア 警察災害派遣隊は県警察とする。

イ 緊急消防援助隊は消防組合とする。

ウ 自衛隊の受入れは、市を基本的とするが、県は状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

エ 自治体からの応援受入れは市・県で行う。

④ 応援活動の相互調整

ア 消防機関、県警察、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとりあい災害情報等の共有に努めるものとする。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

(2) 広域支援体制の確立

市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

ア 災害の発生により、被災した場合、独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他県の市町村と広域支援体制の確立に努める。

イ 「災害等発生時の広域支援に関する協定」については、雪舟サミット構成6市町と平成28年2月10日（平成9年4月1日に締結した協定の改正）に、平櫛田中ゆかりの地の東京都小平市と平成24年3月23日に、備後圏域6市2町と平成24年7月20日に、子守唄フェスティバル関係市の和歌山県岩出市と平成26年6月30日に、中海・宍道湖・大山圏域市長会と平成27年5月11日にそれぞれ協定を締結しており、その概要は次のとおりである。

① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

② 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

③ 救援、救急活動等に必要な車両等及び資機材の提供

④ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供

⑥ その他特に要望のあった事項

第12項 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

防災関係機関との連携による災害対策はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

2 基本方針

防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

3 対策

(1) 市、県の防災訓練

①総合防災訓練

大規模な地震を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- ・市、消防機関、県、県警察、自衛隊
- ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・医療、看護等の関係団体
- ・町内会、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- ・防災意識の高揚
- ・住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- ・ライフライン等の確保訓練
- ・指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- ・災害対策本部訓練
- ・広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し、防災体制の改善に反映させる。

②地震対応訓練

大規模な地震発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時・適切な応急対策訓練を実施する。

- ・災害対策本部の設置訓練
- ・情報の収集伝達訓練
- ・人命救助等応急対応訓練
- ・受援及び市町村支援訓練
- ・消防応援活動調整訓練
- ・航空運用調整訓練
- ・災害保健医療調整訓練
- ・災害対策本部会議訓練

③広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき隣県の市町村又は広域的に、次の防災訓練を実施する。

- ・支援要請訓練
 - ・情報連絡訓練
 - ・応援隊等の応援・受援訓練
 - ・広域支援本部設置・運営訓練
- 支援における必要な物資、資機材の確保訓練

④気象情報伝達訓練

防災気象情報の受信に基づき、迅速、的確に対応する訓練をする。

⑤配備訓練

緊急初動班員について、職員の配備、情報収集、伝達等の訓練をする。

⑥非常通信訓練

災害時の通信確保のため、無線の通信訓練を実施する。

⑦高圧ガス等特殊災害対策訓練

消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

⑧避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 関係機関の防災訓練

①消防

- ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。
- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練等を実施する。

②県警察

- ア 災害警備実施計画に基づく一般部隊（救出・救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。
- イ 警察災害派遣隊等に関連する実践的な訓練を実施する。

③自衛隊

派遣要請があった場合に、救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。

④指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌

する防災業務の訓練を実施する。

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊などにより死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいえるべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所の整備が重要であり、総じて地震に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

一方、想定を超える地震に対し、常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障を来す被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本についても長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。

3 対策

第1 建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

[市、国、県、施設管理者]

市、国、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災拠点建築物の不燃化・耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

[市]

市は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震性向上を図るため、「木造住宅耐震診断等事業」及び「木造住宅耐震改修事業」を積極的に促進する。

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

[特定行政庁]

特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く市民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては、改修を指導する。

[市、県、建築物の所有者等]

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(4) 安心避難所の整備

市は、だれもが安心して利用できる避難所の指定に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神の普及啓発を行う。

第2 まちの不燃化

(1) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

[市]

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所、避難路だけではなく避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアについても不燃化が必要であり、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携、活用による延焼遮断空間の確保を基にした整備を進める。

(2) 公園、緑地等公共空地の整備

[市]

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。

このため、公園事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保に努める。

(3) 道路網の整備

[市、国、県]

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら、広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時

の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(4) 計画的な防災まちづくりの推進

[市]

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画マスタープラン等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込むことが望ましい。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難地、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、整備目標として位置付けるとともに、その整備に努め、整備に当たっては、公共用地等の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路…………… 避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地… 避難地、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために、適正に配置されているか。

延焼遮断帯… 道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1 道路

1 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

2 基本方針

県の被害想定における最大震度6強の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。既設橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施するとともに、今後、新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進

を図る。

3 対策

[市、国、県]

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。

また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

[県警察]

県警察は、道路交通機能の確保のため、交通信号機の倒壊防止対策として鋼管柱への仕様変更を推進するほか、主要交差点の交通信号機の電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

第2 鉄道

[井原鉄道]

1 基本方針

井原鉄道が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

2 現状と課題

構造物の耐震性を考慮した保守・管理を行っていく必要がある。

3 対策

耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を計画的に実施するなど、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を適切に実施する。

また、被災時には路線点検等を実施するとともに、代替輸送の確保に努める。

第3 河川

1 現状と課題

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

2 基本方針

通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

3 対策

[市、国、県]

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

第4 砂防関係施設

1 現状と課題

砂防関係施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害はクラック等の軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられるが、石積ダム等老朽化したものもある。

2 基本方針

砂防関係施設が、老朽化等により機能低下を来している箇所について、補修、補強等を促進し、地震による土砂災害を防止する。

3 対策

[県]

砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

第5 ダム

1 現状と課題

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、ダムの安全性に直ちに影響を及ぼす被害は発生していない状況であり、安全性は高いとされている。

2 基本方針

現在の安全性の維持に努める。

3 対策

[国、県、中国電力株式会社]

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、南海トラフの巨大地震が発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

第6 ため池

1 現状と課題

農業用ため池について、老朽化が進行しているものが多くある。東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けており、南海トラフ巨大地震の被害想定では市内で震度6弱が想定されていることから、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

2 基本方針

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定め、必要で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市と住民が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

3 対策

[市、県]

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者や土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

第7 学校施設

1 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

2 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、早期に学校施設の耐震化を進めていく。

また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

3 対策

[市、県]

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進に努める。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

第8 公共建築物

1 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障を来たす被害を受けないよう耐震性を確保する。

2 対策

[市、国、県、施設管理者]

市、国、県及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救急活動の拠点となるこれらの防災上重要な建築物の耐震性を向上させる。防災計画に基づき適切な場所に免震構造等耐震性能に優れた建築物を建設する。

また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第9 文化財

1 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

2 基本方針

文化財の保護のため市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

3 対策

[市、県]

ア 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ 適時・適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

エ 文化財及び周辺的环境整備を実施する。

オ 県は、市や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を来すとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

特に、三次医療機関等の人命にかかわる重要施設に係るライフライン施設については重点的に耐震化を進める。

第1 共同溝

[市、国、県]

1 現状と課題

電線等の地中化については、都市景観の向上、自転車・歩行者等の通行空間の確保及び都市防災機能の強化等の観点からその促進が求められる。今後、地中化の促進を図ることとするが、電線管理者等が相当の負担を負う必要があるため、施工箇所の協議を進める中で、その負担が支障となっている。

2 基本方針

震災時の電柱倒壊等によるライフラインの途絶、救命・救急、消防活動等を行う緊急車両の通行を妨げる道路の寸断等を防止するため、電線共同溝等の整備を効率的・効果的に進め、電線等の地中化の推進を図る。

3 対策

電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。

また、電気、電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合の断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝をはじめとする地中化の促進を図る。

第2 上水道施設

1 現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード面対策

- ① 災害によって被害を受けない水道づくり
- ② 被災する箇所が生じて、それによってシステム全体の機能が麻痺することがない

ような水道づくり

③ 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、県の被害想定では、最大震度6弱が想定されており、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業者としては、生活用水や生活に密接にかかわる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、これまでの枠に限定されず、事業活動のあり方を検討することが必要である。

2 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図、液状化危険度分布図など、地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

3 対策

ア 基幹施設及び重要システムの耐震化・近代化

水道施設について、部分的な被害が生じて、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起りにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

オ 訓練・研修等の実績

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

第3 下水道施設

[市、県]

1 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであるが、耐震化が進んでおらず、震災等により下水道の機能が麻痺し、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害が発生して、住民活動や社会活動に大きな影響が生じることが懸念される。そのため、施設の耐震化を計画的に実施するとともに、被災時の迅速な応急復旧体制を確保する必要がある。

2 基本方針

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、被災した場合でも最低限の下水道機能が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

3 対策

ア 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

イ 下水道施設の弾力的運用

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

ウ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

エ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

オ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を、消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

第4 工業用水道施設

1 現状と課題

工業用水道の各施設は、地震に対して強度、水密性を要求されるため、工業用水道事業法において地震等に備えて安全な構造とすることが定められており、これに従って施設を築造し、維持管理を実施している。また、信頼性の向上を図るため、工業用水道施設の更新、管路の複線化等を進める。

2 基本方針

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって欠かすことのできない重要な要素である。したがって、災害発生直後から他のライフラインと同様に的確に復旧しなければならず、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に施設の耐震性を計画的に強化するとともに、緊急時の対応の充実を図る。

3 対策

ア 取水施設

河川水（原水）を取水するための重要な施設であり、地震時においても確実に取水できるよう強固な構造とする。また、万一取水できなくなったときにも的確に対応する対策を講じる。

イ 浄水施設

浄水施設は土木構造物に加えて、計装機器、化学施設等が錯綜しているため、地震時にはこれらの接合部が弱点となる。このため、単品、単体の耐震性の強化にとどまらず、特に接合部の強化に重点を置いた対策を講じる。

ウ 導水・送水・配水施設

地震による被害が最も大きいと思われるのが管路である。その原因として地盤の状況があげられるので、あらかじめ地盤状況を調査し、その確認を行うとともに、耐震性の高い管路とするなどの対策を講じる。

エ 電気施設

配電線が地震により被害を受けた場合に復旧するまでの間、電源を確保するため、主要施設に耐震構造の非常用発電機を整備するとともに、非常用発電機を運転するための燃料供給ルートの計画等を定め、各施設が迅速かつ円滑に対応できる体制づくりを図り、各施設の機能が確保できる対策を講じる。

第5 電気施設

[中国電力ネットワーク株式会社]

1 現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進めている。

2 基本方針

現在、進められている全国規模における検討状況及び関連法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

第6 ガス施設

LPガス

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

1 現状と課題

ア LPガス製造（充填）施設

LPガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 製造施設は、高圧ガス保安法等の関係法令及びJ L P A基準等の自主基準に基づき維持管理に努めている。
- (イ) 製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び防消火設備等の保安用設備を配備している。
- (ウ) L P ガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合している。
- (エ) 危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育・訓練に努めている。

しかし、現行の措置基準等は大規模地震を想定していないので、次の事項について検討・整備する必要がある。

- (ア) 広域応援体制の整備
- (イ) 地域性を考慮した感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し
- (ウ) 防災訓練の公設消防機関等との合同実施

イ L P ガス消費設備

L P ガス販売事業者は、一般家庭用等のL P ガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
- (イ) 地震時等におけるL P ガス容器の転倒、バルブの損傷等の防止装置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
- (ウ) 消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

- (ア) 高機能の安全機器の100%設置
 - 感震機能を有するマイコンメータS型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及
- (イ) 要配慮者対策の強化
- (ウ) 指定避難所となる公共施設等へのL P ガス消費設備の設置促進
地震災害時、リスク分散型のL P ガス供給方式の採用促進

2 基本方針

L P ガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はL P ガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

第7 通信施設

[西日本電信電話株式会社岡山支店、株式会社N T T ドコモ岡山支店]

1 現状と課題

平成7年の阪神・淡路大震災は、規模、影響範囲が甚大であったことから、そこで得られた教訓と東日本大震災の被災状況を加味し、検討・実施する必要がある。

2 基本方針

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

ア アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ 通信電源の確保

広域停電に対処するため主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星による衛星回線システムを構築する。

エ 通信ビルの密閉性の強化

津波等の恐れのある地域について、耐水構造化とする。

オ 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

第4項 廃棄物処理体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2 基本方針

市及び県は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化等の災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

3 対策

(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

① 災害予防及び資機材等の備蓄

[県]

県は、市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等に関し、必要な助言その他支援を行う。

また、災害時における建物等の解体撤去、廃棄物の収集運搬、処理、仮設トイレ等の

確保について、関係団体との協力体制の整備に努める。

[市]

ア 施設整備等

市は、既存一般廃棄物処理施設について、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

イ 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 組織体制の整備等

[県]

県は、市町村の状況把握を行うための情報収集、連絡体制を整えるとともに、職員の教育訓練、市町村の研修会等を実施する。

また、広域的な調整等（支援県となる場合を含む。）に備え、国、他都道府県、関係機関との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

[市]

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

[県]

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

[市]

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

[県]

県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

県は、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

[市]

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

市は、指定避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

(ア) 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び市内での処理可能量を推計しておく。

(イ) 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

(ウ) 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

(エ) 仮置場

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

(オ) 損壊家屋の解体・撤去

市は、道路担当部署等と調整し、通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ、建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(カ) 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

(キ) 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

(ク) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第5項 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

市、県及び消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策

(1) 石油類施設災害予防対策

①法令に基づく検査・指導

[県、消防組合]

県及び消防組合は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

ア 危険物施設の保安検査・立入検査を実施する。

イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

②施設管理者等の措置

ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

③輸送対策

[県警察]

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

(2) 高圧ガス施設災害予防対策

①法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県、消防組合]

中国四国産業保安監督部、県及び消防組合は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

②施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

③輸送対策

[消防組合、県、県警察]

消防組合、県、県警察は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締

(3) 火薬類施設災害予防対策

①法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県]

中国四国産業保安監督部及び県は、火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

- ア 火薬庫等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

②施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

③輸送対策

[県警察]

警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

第6項 有害物質等災害予防計画

1 現状と課題

大気汚染防止法で規定するばい煙又は特定物質、水質汚濁防止法で規定する有害物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害物質等」という。）の発生又は漏えいにより、人体や環境に被害が及ばないように、予防対策が必要である。

2 基本方針

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に規定する有害物質等を発生するおそれのある施設（以下「特定施設等」という。）を設置する工場・事業場に対し、地震により引き起こされる施設の異常や有害物質等の漏えい等に対する予防対策の推進を促す。

3 対策

(1) 保安管理体制の強化

①立入検査・指導

[県]

県は、法令に定めるところにより、有害物質等に係る施設に対する検査を実施するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行い、市は協力するものとする。

②施設管理者等の措置

- ア 施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- イ 各種排出される有害物質等に対応した検知機等の整備による監視体制の強化を図る。
- ウ 災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。
- エ 防災衣服、防災マスク及び吸着剤等を整備する。

第7項 地盤災害予防計画

1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

3 対策

(1) 地盤災害の予防計画

①地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画

[県]

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市及び関係住民の同意の下に、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

イ 急傾斜地崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。

また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、市その他関係機関は、崩壊危険箇所について、平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

②液状化危険地域の予防計画

[市、県]

ア 液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される、液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

③造成地の予防計画

[県]

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づく指導・監督等を行い災害の防止を図るとともに、巡視等により無許可開発や危険箇所を発見した場合は、是正を指導し、災害発生防止に努める。

④大規模盛土造成地マップの周知等

[市、県]

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

⑤土地利用の適正化

[市、県]

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関等の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本方針

地震が発生した場合の初動体制としての配備、業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じる。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

3 対策

(1) 震度に基づく防災体制及び職員の配置

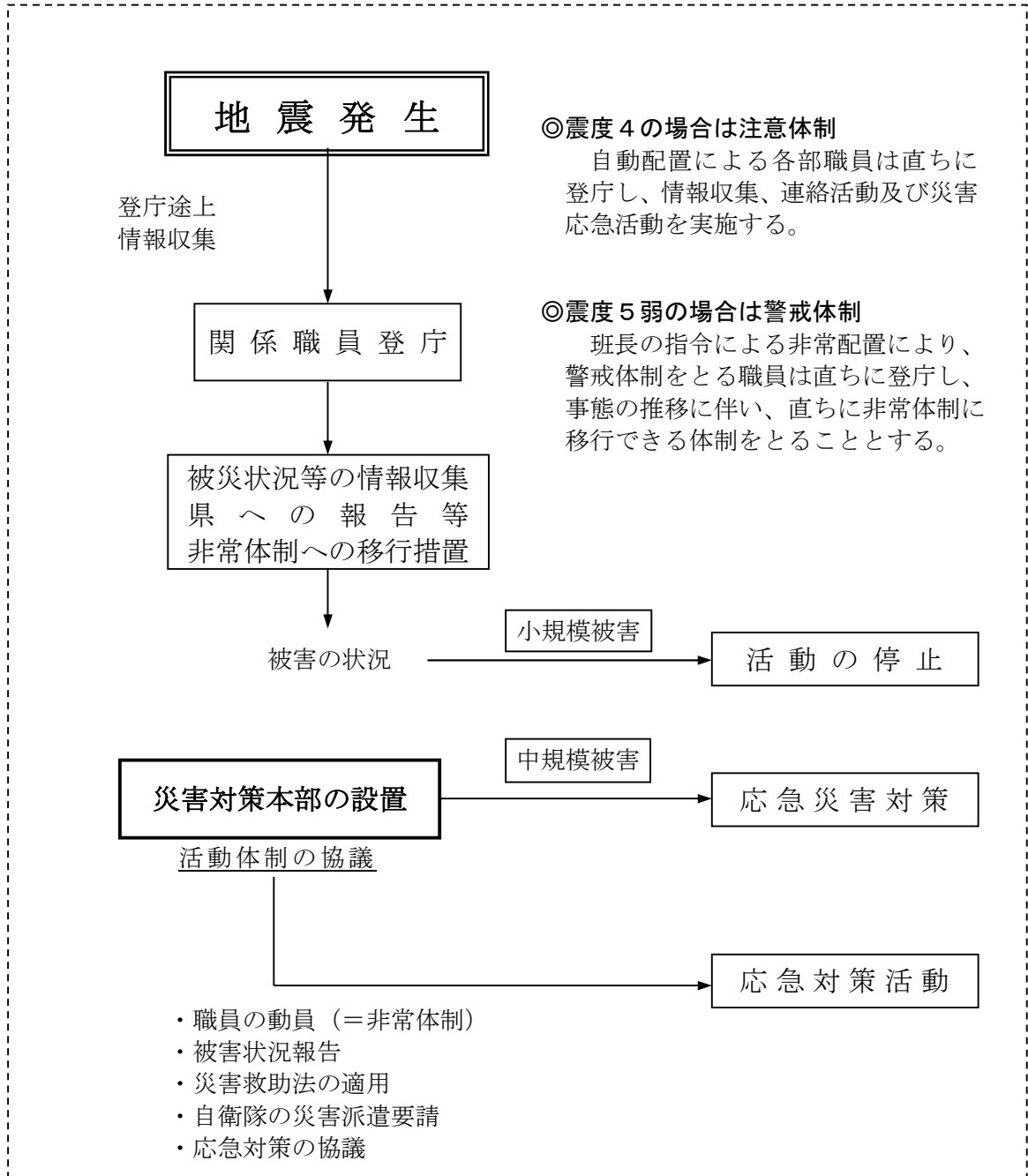
地震による防災体制及び職員の配備は、井原市で観測された震度階により、次のとおりとする。

防 災 体 制	震 度 階	勤 務 時 間 内	勤務時間外
注 意 体 制	震度4	風水害等対策編の「配備体制・基準表」の基準による。 ※必要と認める場合は非常体制に移行する。	所属長等からあらかじめ応急対応を命ぜられた職員
警 戒 体 制	震度5弱		
非 常 体 制	震度5強以上	市職員全員	市職員全員

※注意体制及び警戒体制では、被害状況により、井原市災害対策本部を設置。

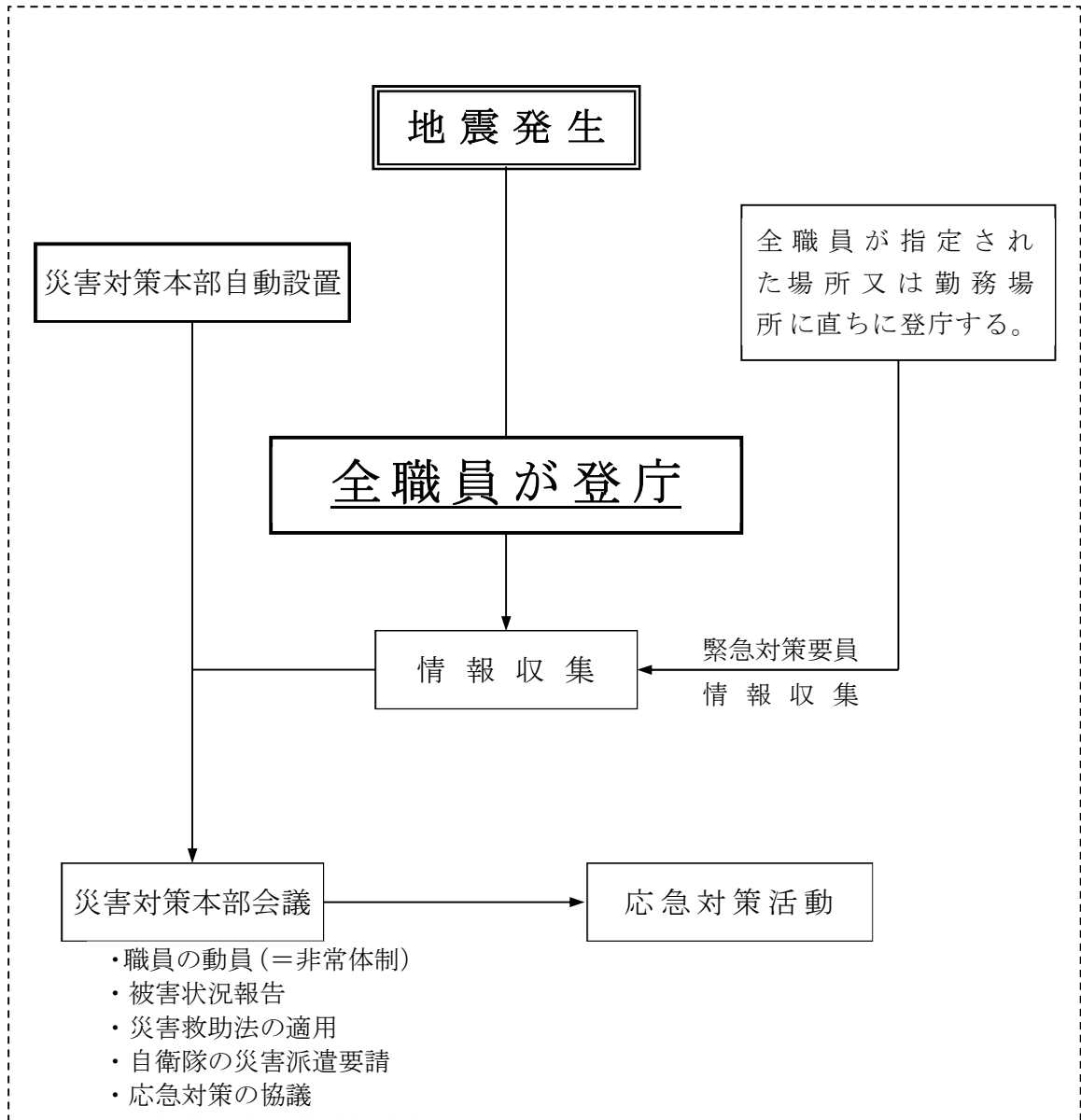
※非常体制では、井原市災害対策本部を自動設置。

- 震度4及び震度5弱の地震が発生した場合
震度4及び震度5弱の地震が発生した場合の活動体制は次のとおりとする。



○ 震度5強以上の地震の場合（非常体制）

震度5強以上の地震が発生した場合の活動体制は、次のとおりとする。



(2) 緊急初動班の配備

班員は、勤務時間外に井原市で震度4以上の地震発生情報を知った場合には勤務箇所に自主参集する。

(3) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、班長の指揮のもと次の業務を行う。

- ア 被災状況等の情報収集
- イ 市幹部への情報連絡及び県への報告
- ウ 非常体制へ移行する措置
- エ その地班長が指示する事項

(4) 非常体制への移行措置

ア 本庁

(ア) 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長

(イ) 被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

イ 支所

(ア) 支所の緊急初動班員は、被災状況等により各機関の長に連絡又は登庁を求め、現地災害対策本部の設置に備える。

(イ) 被害の状況により現地災害対策本部が設置されることになる場合は、関係職員に連絡する。

(5) 災害対策本部

ア 本部の設置基準等

(ア) 災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・井原市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- ・その他市長が必要と認めるとき

(イ) 災害対策本部を設置したとき及び解散したときは、県等関係機関に報告する。

イ 勤務時間外における職員の配備

(ア) 本庁及び出先機関の全職員は、震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は災害関係非常連絡により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

(イ) 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの市の施設へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

(ウ) 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

ウ 本部組織

(ア) 本部組織は、井原市災害対策本部条例及び井原市災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあつて本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(イ) 本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

消防組合、県警察、自衛隊、医療機関、電気、水道、ガス、その他必要な機関

エ 本部の応急活動

(ア) 災害対策本部が設置されたときは、各部・各課はあらかじめ定められた業務を所掌する。

(イ) 本部は、県の災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら、応急対策を行うものとする。

オ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

カ 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第2項 地震情報の種別と伝達計画

1 地震に関する警報等の種別

(ア) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

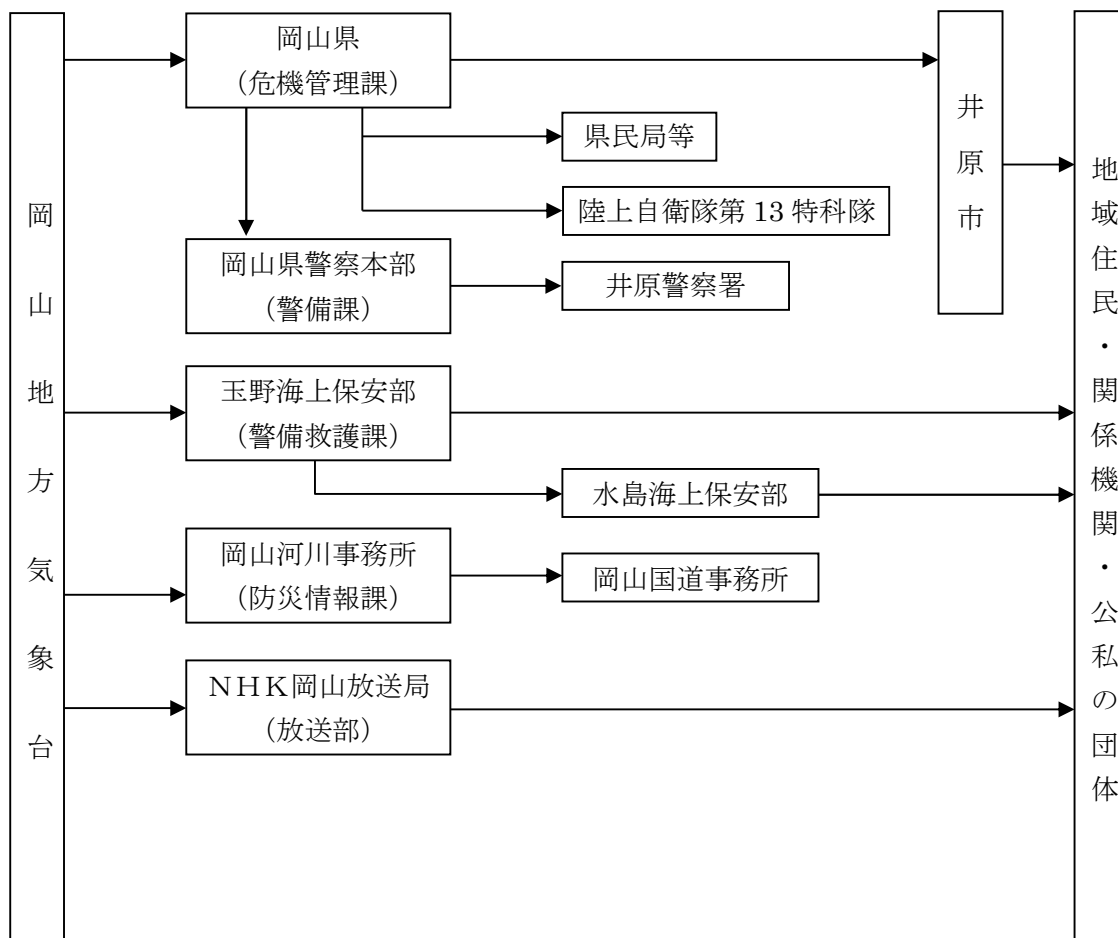
(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(イ) 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

2 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達



(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

第3項 被害情報の収集伝達計画

1 現状と課題

災害時には、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、県災害対策本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

2 基本方針

災害時には、通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。

また、被害情報の収集にあたっては、災害初期と応急対策に必要な情報に区分し、その情報を県の関係機関に伝達する。

3 対策

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

(1) 災害時の通信手段

①通信設備の状況（資料編「第3節 通信施設・設備等」参照）

②通信手段の確保

ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

(ア) 防災行政無線による地上系移動局

(イ) 携帯電話、衛星通信等移動通信回線

(ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条)

(エ) 非常通信の活用

(オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

(ア) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員

(イ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

(2) 災害初期の被害情報の収集・連絡

①市の情報の収集・連絡

ア 市は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

イ 市は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 市は、被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により、県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。

エ 市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ 市は、「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)

カ 震度6弱以上の地震を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の

確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

区分		平日（9:30～18:15）	左記以外
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

*電話での第一報も可

②県の情報収集

- ア 県は、自ら概括的な情報収集をするほか、市町村、警察、消防、自衛隊、医療機関、道路管理者、ライフライン事業者から被害情報を収集する。
- イ 県は、市町村にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、迅速に情報を収集する。
- ウ 震度6弱以上の地震を観測した市町村から報告された行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を取りまとめる。
- エ 県は、災害の発生により市町村が災害の状況等の報告ができなくなった場合や市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- オ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。
 - （ア）人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の被害状況
 - （イ）道路の被害状況
 - （ウ）生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況
- カ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努める。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。
- キ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（3）応急対策時の被害情報の収集・連絡

①収集・連絡の内容

- ア 応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を県災害対策本部に随時報告する。
- イ 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

[井原市→県]

対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

[県→井原市]

県が実施する応急対策の活動状況

[県→指定地方行政機関等]

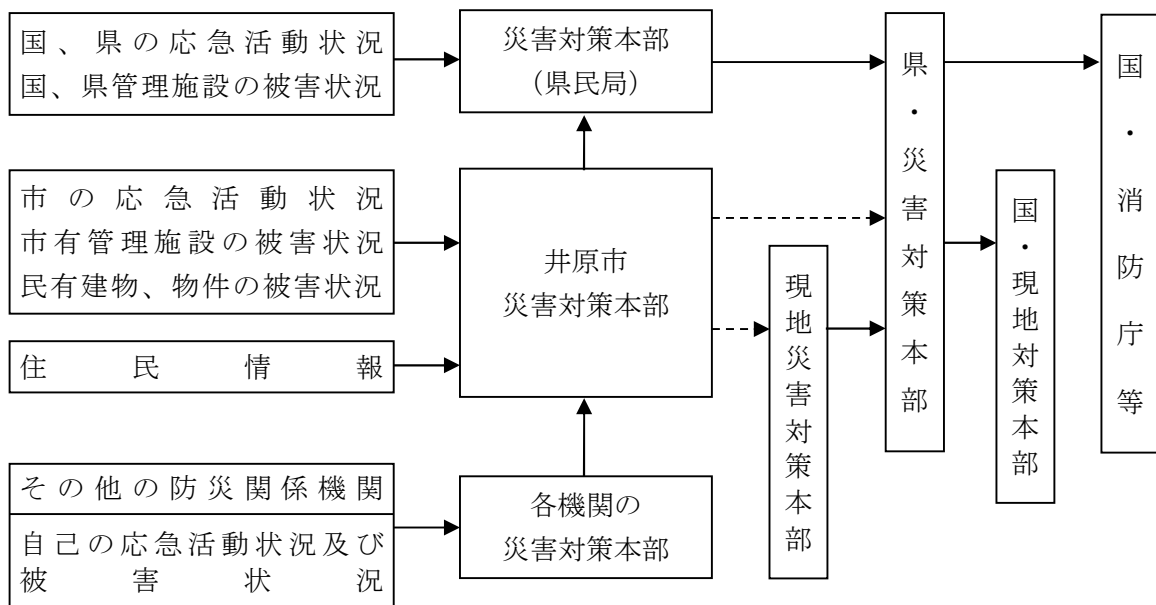
対策本部等設置状況、応急活動状況

ウ 県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

②収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによる。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。



※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。（-----▶ は、総合防災情報システムによる情報の流れ）

第4項 災害救助法の適用

1 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続きを整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

3 対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務と

して知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は市長に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、実施に関する事務を市長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知 事
医療及び助産	〃
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	〃
避難所の供与	市 長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	〃
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	〃
被災者の救助	〃
被災した住宅の応急修理	〃
学用品の給与	〃
埋葬	〃
死体の捜索及び処理	〃
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	〃

(3) 適用基準

[市、県]

市からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	3 0
5,000 人以上	15,000 人未満	4 0
15,000 人以上	30,000 人未満	5 0
30,000 人以上	50,000 人未満	6 0
50,000 人以上	100,000 人未満	8 0

(注)半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数が

多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(4) 適用手続

市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供するものとする。

県は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助を実施について、当該市町村に指示するとともに内閣総理大臣に報告する。

災害救助法を適用した場合は、内閣総理大臣に災害の状況等について適宜中間報告するとともに、救助完了後は、決定報告を行うものとする。

第5項 広域応援

1 現状と課題

南海トラフの巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

2 基本方針

大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、速やかな連絡員の派遣や情報収集等、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなど、広域支援体制の強化を図る。

また、「応急対策職員派遣制度」やその他の相互応援協定等においても、県等との連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 対策

(1) 応急活動の応援要請

ア 市長の応援要請

(ア) 知事に対する応援要請

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。(災害対策基本法

第68条関係)

県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(イ) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市域内に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。(災害対策基本法第67条関係)

(ウ) 相互応援協定市町村への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、協定に基づく応援要請を行う。

災害規模によっては、さらに県外の市町村長に応援を求める。

(エ) 消防の応援要請

岡山県下の消防、救急及び救助業務に関して、応援活動が必要な災害については岡山県下消防相互応援協定により応援要請を行う。

県内の消防力のみでは対処できない場合には、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(オ) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、知事への要求ができない場合には、市域の災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2関係)

イ 知事の応援要請

(ア) 指定行政機関等に対する応援要請

- ・知事は、災害応急対策を実施するために必要な場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。(災害対策基本法第70条第3項関係)

・要請事項

応急対策の内容と実施場所

(イ) 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の要領により他の都道府県に対して応援を要請することができる。(災害対策基本法第74条関係)

- ・中国地方及び中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく要請をする。
 - a カウンターパート制による支援
 - あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制により、被災地のニーズに応じた迅速な支援を実施する。
 - (a) 被災地ニーズを把握する連絡員を派遣し、情報収集を開始
 - (b) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に開始
 - b 中国5県広域支援本部の設置
 - 被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、「中国5県広域支援本部」が

中国ブロック内各県及び全国知事会等と調整する。

(a) 被災状況に応じて、カウンターパート制による支援県以外の県に支援を割当

(b) 各県の物的・人的資源等の活用・配分等の調整

(c) 四国ブロックとの連携・調整

(d) 全国知事会との調整

・災害規模によっては、さらに他の都道府県に対して応援を要請する。

(ウ) 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。

なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

(エ) 市町村に対する応援

・知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。

(災害対策基本法 70 条 1 項関係)

・知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行うことができる。(災害対策基本法第 72 条関係)

・知事は、災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、市町村長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第 73 条関係)

a 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

b 他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。

c 現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(オ) 国への応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、

地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求することができる。（災害対策基本法第74条の2関係）

ウ 県警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察法第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の援助の要求を行うことができる。

(2) 職員の派遣

① 職員の派遣の要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 派遣要請事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

② 職員の派遣のあつせん

ア 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

1 現状と課題

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等について計画を定める。

3 対策

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

- ア 災害派遣要請権者 知事
- イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊第13特科隊長

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

ア 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等について行い避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

ケ 給食及び給水

炊飯及び給水の支援を行う。

コ 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

サ 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	82条 通常生ずべき損失の補償
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	64条9項 除去した工作物等の保管
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	84条 従事した者に対する損害の補償
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		

(4) 災害派遣要請等手続き

ア 市長の派遣要請の要求

(ア) 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(イ) 市長は、(ア)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。

この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 知事は、市町村長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

(エ) 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

岡山県知事 へ

井原市長

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間
自 年 月 日 時から
至 年 月 日 災害が終了するまで

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域

 - (2) 活動内容

- 1 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
 - (1) 連絡場所及び連絡職員
 - (2) 宿 舎
 - (3) 食 料
 - (4) 資 材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

イ 撤収要請依頼

(ア) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

(イ) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
岡山県知事 様
井原市長
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

ウ 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

(ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

イ 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

(ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。

(イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

(ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。

(エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約15,000㎡

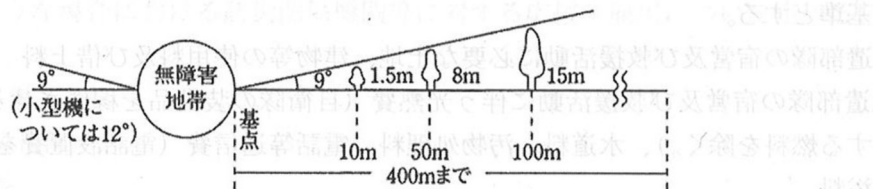
師団等規模：約140,000㎡

(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

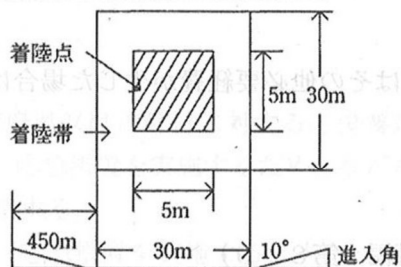
① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

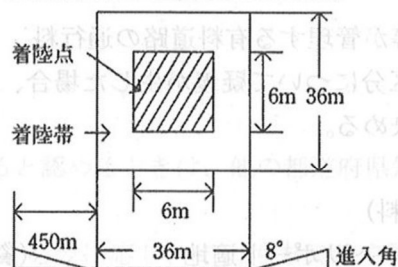
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



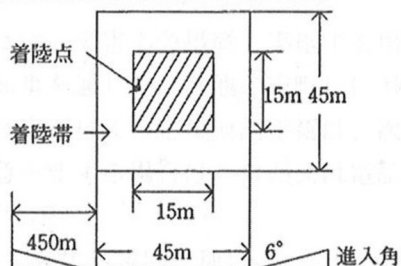
(a) 小型機(OH-6：観測用)の場合



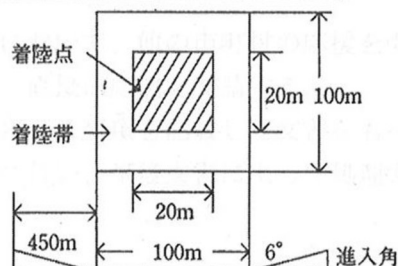
(b) 中型機(UH-1：多用途)の場合



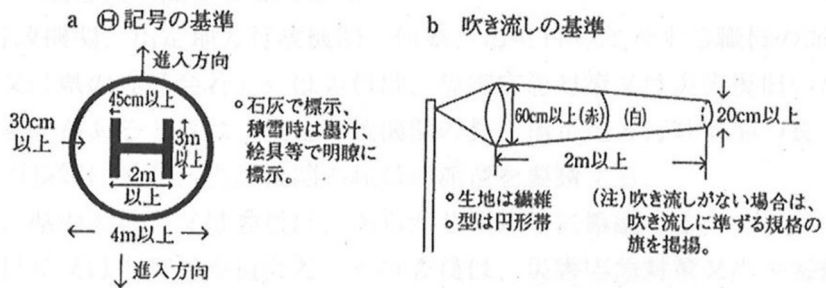
(c) 大型機(V-107：輸送用)の場合



(d) 大型機(CH-47：輸送用)の場合



②着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ③ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- ⑥物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。

また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3 対策

(1) 救助活動

[市、県]

市は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた場合は、県及び被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。

[消防組合等、県警察]

災害現場で活動する消防機関、県警察、及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

[消防組合、自衛隊]

消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送する。

[日本赤十字社岡山県支部・医療機関]

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

[住民]

住民は、講習、訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 行方不明者の捜索

[市]

市は、警察、消防組合、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は県警察関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力する。

(4) 救助方法

[市、消防組合、県警察等防災機関]

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効果的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

[市、県]

市は、救助用資機材について、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。また、資機材に不足が生じた場合は県に支援を要請する。

県は、市町村からの要請や自らの判断により、市町村に対し支援を行う。

[消防組合、県警察等防災機関]

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達するが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなどで協力するものとする。

(6) 被災ペットの保護

[市、県]

市は、県と連携を図りながら、被災ペットの保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所等での被災ペットのためのスペースの確保に努める。

また、県は、犬・猫等の一般の被災ペットの保護・収容について、情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。

また、特定動物の収容は、届け出施設や動物園等と連携をとりながら対応し、必要に応じて県警察等に応援を要請する。

さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。

第2項 資機材調達計画

1 現状と課題

備蓄資機材と地震発生後の関係業界から調達する資機材により、初期の復旧活動を実施することとなっているが、市や県の備蓄資機材は水防活動を中心としており、地震発生時における円滑な資機材の調達の確保が必要である。

2 基本方針

市においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、県、市においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を検討する。

3 対策

[市、県]

市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等に応じて、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

県においては、被災地域やその程度などを勘案し、県下の備蓄資機材の調達について、最も効果的な方法を検討するとともに、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間で応援協定等の締結を行い、迅速かつ確実な資機材の動員を図る。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不可欠であることから、これらの体制整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、保健との連携を図りながら、早期に情報の収集・提供及び医療活動の総合調整等を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

3 対策

(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

[市及び消防組合]

市及び消防組合は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

[県]

- ① 県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害保健医療調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以後、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適正に実施されるよう努める。

また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県に対して適宜助言及び支援を行う。

県災害保健医療調整本部の役割（保健を含む）は次のとおりとする。

ア 総合的な医療情報の収集及び提供

- ・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するとともに、必要に応じて県民等へ情報を提供する。

イ 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整

- ・県内及び県外の医療機関への傷病者の搬送先の広域調整と搬送手段の確保を行う。

ウ 医療従事者確保の総合調整

- ・災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、災害時精神医療中核病院、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療従事者の派遣要請
- ・中国5県の相互応援協定書による医療従事者の派遣要請
- ・他都道府県及び国（厚生労働省）に対する医療従事者の派遣要請
- ・災害対策本部に対する医療従事者の派遣要請の連絡
- ・他都道府県、県内他地域からの派遣救護班の調整

エ 医薬品等の供給に関する総合調整

- ・医薬品卸売業者等に要請し、必要な医薬品等を医療機関等に供給する。

オ 医療ボランティアの統括

- ・県災害対策本部内の総合ボランティア班との連携の下に、医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示・調整を行う。

さらに、災害急性期にDMA Tの出動を要請した場合及びD P A Tの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療調整本部の下に、DMA T県調整本部及びD P A T県調整本部を必要に応じて設置し、DMA T及びD P A T活動の調整を行う。

② 県災害保健医療調整本部の下に、地域災害保健医療調整本部を設置し、保健との連携を図りながら、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療調整本部の役割（保健を含む）は次のとおりとする。

- ア 総合的な医療情報の収集及び提供
- イ 傷病者の受入れの要請等
- ウ 医療従事者確保の総合調整

(2) 救護所の設置・救護班の編成

[市]

市は、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。あわせて、市民病院から救護班を派遣するとともに、市内医療機関と連携を図り、救護活動に必要な環境を整備する。また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

[県]

県は、県災害保健医療調整本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア 県災害保健医療調整本部は、次により救護班の派遣を行う。

- ・日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院、県看護協会への要請
- ・中四国8県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請
- ・医療ボランティア

イ 地域災害保健医療調整本部は、県災害保健医療調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

[消防組合]

消防組合は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

[医療機関]

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、おおむね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ア 医師、看護師、連絡要員等
- イ 関係医療用資器材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

[県]

県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸について県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

[市]

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

[県]

県は、市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

また、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

[医療機関]

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

[医療機関]

医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。

エ 医療従事者が不足するときは、県地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

- (イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
- イ 病院・診療所
 - (ア) 来院、搬送、転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
 - (イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - (ウ) 被災地への救護班の出動
 - (エ) 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定も締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。
- ウ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）
 - (ア) 上記イの病院の役割
 - (イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。
 - (ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、災害急性期(おおむね48時間以内)に次の活動を行うDMATを派遣する。

- ア 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等
- イ 被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療
- ウ 被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療
- エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMAT県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMATの派遣要請等について決定する。）

(6) 人工透析・難病患者等への対応

[市、県]

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 小児・周産期医療への対応

[市、県]

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

(8) 被災者の心のケア対策

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、DPATの派遣を求める。

県は、DPATの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第2 医薬品等の供給

1 現状と課題

災害発生後においては、救急医薬品、輸血用血液製剤等の迅速かつ円滑な供給がよりの確かな対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品、輸血用

血液製剤等の円滑な供給に努める必要がある。

2 基本方針

医薬品等の確保については、救急医薬品等の確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。

輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

3 対策

(1) 救急医薬品等の供給

[県]

県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来たさないよう、県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。

また、県災害保健医療調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。

県災害保健医療調整本部は、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県薬剤師会に集積所・救護所等での医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を行う薬剤師班の派遣を要請する。

地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。

災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。

[県薬剤師会]

県薬剤師会は、県との協定に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を行う。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

[医療機関等]

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

(2) 輸血用血液製剤の供給

[県赤十字血液センター]

県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

また、必要に応じ中四国ブロック血液センターと連絡をとり円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

[県]

県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

[医療機関]

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

第3 傷病者搬送

1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関であること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障を来たすことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

2 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

県内で対応不可能な傷病者等を、県外へ搬送されることが予想されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

3 対策

(1) 搬送手段の確保

[市]

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。さらに不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保する。

なお、一般車両で対応する場合には、規制除外車両の標章等の交付を受けるものとする。

[県]

県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。

また、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合などは、必要に応じて、DMAT等の医療チーム等と連携して岡山空港に航空搬送拠点を設置・運営するとともに、広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

道路の損壊等により陸上搬送が不可能な場合及び早急に遠隔地への搬送が必要な場合などは、航空運用調整班において、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療調整本部等に調整を依頼する。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、

必要に応じて日本赤十字社本社にヘリコプター等赤十字飛行奉仕団の派遣を要請する。

[消防組合]

傷病者の搬送は、原則として消防組合で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

[医療機関]

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

[県]

県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、県警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

[消防組合]

消防組合は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

[国、県、市等道路管理者]

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

また、各道路管理者は、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

[県公安委員会、県警察]

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

[県警察]

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。

また、指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

さらに、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

3 対策

(1) 避難指示

[市]

ア 指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 指示の内容

避難の指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・避難指示の理由
- ・避難の指示が出された地域名
- ・避難経路及び避難先
- ・避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、市長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ 避難指示の解除

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

[指定行政機関、指定地方行政機関、県]

避難の指示について、市長から助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。

[県]

知事は、災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を行う。

[県警察]

警察官は、市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、住民等に対して避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。この場合、警察官は、直ちに避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全

確保措置の指示をした旨を市長に通知する。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

[市]

市は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時の誘導避難に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、要配慮者等の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、住民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

[地域住民]

地域住民は、避難時においてはできる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) スーパー、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

スーパー等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努める。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、県警察又は消防組合に連絡する。

(4) 企業等の従業員等の避難

企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとする。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。

さらに、災害の規模等によっては、市外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

2 基本方針

市内で被災があった場合、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、市が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足など想定される地域においては、他の公共、民間施設の借り上げ等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の適正化に努める。

さらに、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難所等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3 対策

(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、設置マニュアルを作成し行う。また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、

避難の円滑化に努める。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

(5) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等により避難所の確保に努める。

(6) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

(7) 広域一時滞在

市内が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、被災市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行う。

県は、被災市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 指定避難所の運営体制

1 現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、感染症予防や生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の三者で協議していく。

また、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 対策

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO法人・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

(1) 維持管理体制の確立

[市]

市は、マニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

市職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(3) 生活環境への配慮

[市]

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

- ・食事供与の状況、トイレの設置状況、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- ・市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
また、民生委員・児童委員・介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ・市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ・市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

- ・指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ・市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ・被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。
- ・やむをえず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

[県]

避難の長期化が見込まれる場合、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）を予防するため、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合には、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。

(4) 保健・福祉面の対応

[市]

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、学校を避難所とする場合には、医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

[県]

保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての健診・相談業務を市と協力して行う。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、D P A Tの派遣を求める。

また、D P A Tの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

また、被災者の安定的な避難生活が確保されるよう日常生活上の支援や相談支援などを行うため、必要に応じて、県内のD W A T（災害派遣福祉チーム）

の派遣を要請するほか、他都道府県に対してDWA Tの派遣を求め、派遣調整等を行う。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

1 現状と課題

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援するとともに、道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

3 対策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

[市、国、県]

ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (ア) 一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 本庁舎、出先庁舎を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 主要公共施設（病院・血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- (オ) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町等広域物流拠点等を連絡する道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村庁舎、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

(2) 緊急輸送道路の指定

[市、国、県]

県及び市は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

[市、国、県、県警察]

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路(国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。)について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努め、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所等において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。

ウ 市は、井原市建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応復旧等に必要人員、資機材等の確保に努める。

エ 市、県等の道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

1 現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災では、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向う車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理にあたる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

さらに、交通網の寸断により帰宅困難者の発生も予想される。

2 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要な資機材を確保する。また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

3 対策

(1) 陸上交通の確保

[県、県公安委員会]

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

[県公安委員会、県警察]

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(ア) 緊急交通路を指定し、消防機関、県警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

(ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

(イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

(ウ) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県、県警察]

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

イ 県警察は、道路交通機能の確保のため主要交差点への交通信号機用非常電源装置の設置など信号機減灯対策を推進する。

[市、県]

救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

[道路管理者等]

ア 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

イ 道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は通行を制限する。

- ウ 応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。
- エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。
- オ 知事は、エの措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

[自衛隊及び消防組合]

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[鉄道事業者]

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努め、独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[住民等]

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

[市、県、防災関係機関等]

市、県、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

(3) 帰宅困難者対策

[市、県、防災関係機関等]

市、県、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。

なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して、それぞれの主体において一斉帰宅による混乱を避けるため、帰宅のためのルールづくりや保護者への引渡しルールなどあらかじめ決めておく必要がある。

第7項 消火活動に関する計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

また、東日本大震災の消火活動では、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる道路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

2 基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

3 対策

(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防御を優先して行う。

カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。

[市]

市長は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

[県]

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。

(4) 消防の応急体制の整備

① 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルート及び集結場所の選定

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

② 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地の市町村長又はその市町村長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

③ 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

④ 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

1 現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

2 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

3 対策

(1) 石油類施設の応急対策

① 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、注水冷却する等の安全措置を講じる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 市、県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

② 関係機関の措置

[市、消防組合]

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

[県]

ア 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

イ 化学消火薬剤等の必要な資機材を確保する措置を講じる。

[県警察]

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

(2) 高圧ガス施設の応急対策

① 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置を講じる。

イ 市、県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

② 関係機関の措置

[市、消防組合]

- ア 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。
- イ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し製造、移動等を一時禁止し制限する。
- ウ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- エ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- オ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

[県]

- ア 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者）に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

(3) 火薬類施設の応急対策

①施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。
- ウ 市、県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

②関係機関の措置

[市、消防組合]

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

[県]

- ア 施設管理者に対し製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者に対し製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

(4) 毒物劇物施設の応急対策

①施設管理者等の措置

- ア 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- イ 所轄の保健所、警察署又は消防組合に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

②関係機関の措置

[市]

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

[県]

毒物劇物に係る事故発生時には、施設管理者等に対し拡大防止のための必要な措置を講じるよう指示する。

(5) ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

① ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 市長又は知事に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

② 関係機関の措置

[市]

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

[県]

有害物質に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

第9項 災害警備活動に関する計画

1 現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

2 基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

3 対策

(1) 社会秩序の維持

① 市長は、市民がとるべき措置等の呼びかけを行う。

② 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして次の措置を講じる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する情報提供

オ 必要な地域への移動交番の派遣

カ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導

キ その他治安維持に必要な措置

第10項 緊急輸送計画

1 現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

3 対策

(1) 輸送ルートの確保

①陸上輸送

[道路管理者等]

ア 各道路管理者は国道、県・市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、早急を実施する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

[県警察]

ア 県警察は、被災地直近はもとより広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等

(ア) 知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。

(イ) 県公安委員会は、事前届出制度により平常時から緊急通行車両及び規制除外車両の審査を行う。

ウ 道路管理者等に対する放置車両等の移動等の要請

緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

②空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

[市]

ヘリコプター基地の確保に努める。

(2) 災害対策本部の輸送ルート調整

① 市・県災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

② 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

(3) 人員、物資の輸送順位

①輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。

ア 人命の救助等に要する人員、物資

イ 応急対策に必要な人員、資材

②輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

ア 物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

(4) 緊急輸送のための燃料の確保

[緊急輸送を行う関係機関]

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第11項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合、物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

2 基本方針

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて適切に搬送し、受入地での受入れ・仕分等の作業及び受入地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。

搬送には、陸空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策

(1) 物資の受入れ、集積、配分

①必要とする物資等の把握・情報提供

[市]

市は、指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目

及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、市域内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

[県]

県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなどにより、被災市町村の情報を速やかに把握するとともに、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国及び災害時における応援協定を締結している県に連絡し、調達を要請する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する場合、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

[地域]

指定避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該指定避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、指定避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、当該指定避難所等の責任者を通じて市に連絡する。

②物資の受入体制等

[市]

市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく必要がある。

なお、管内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣の被災していない市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から輸送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

[県]

県は、被災者等への迅速な物資の配送を行うため、あらかじめ県内の物資の受入拠点のネットワーク化及び物資の需要と供給に関する情報の一元化を図るよう努める。

物資の受入拠点（広域物資輸送拠点）は次のとおりとし、当該拠点が被災するなど、使用が困難となった場合には、代替拠点のうちから被災地域の状況（被災状況、道路の啓開状況、市町村の受入拠点の状況、物資の流通状況など）に応じ、効率的な支援が可能となる場所を県が指定する。

また、被災した場合には、大量の物資が搬送されることから、必要に応じ、ノウハウ（荷さばき機器を使用した大量の物資の積み卸し、保管、仕分け、配送など）を持つ民間物流事業者と協力し、効率の良い物資の配送体制の構築に努める。

- ・広域物資輸送拠点：岡山県総合展示場コンベックス岡山
岡山空港貨物ターミナルビル第2棟
- ・代替拠点：物資の保管等に関する協定に基づく民間物流倉庫等

[地域]

指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送・配付等を積極的に行う。

③輸送方法

[市]

市は、道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所までの輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図り、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車等の輸送手段の確保に努める。

[県]

県は、受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき、災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて、一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、県トラック協会に調整業務等への参画、施設の活用など協力を要請するとともに、必要な場合は、公用車によっても対応する。

陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプターの利用等による輸送を検討することとし、海上保安部、漁業関係者、海運事業者及び自衛隊等への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

また、海上輸送及び空路輸送の拠点等は次のとおりとする。

- ・海上輸送拠点：水島港、岡山港、宇野港
- ・空路搬送拠点（候補地）：岡山空港

④物資の配布方法

[市]

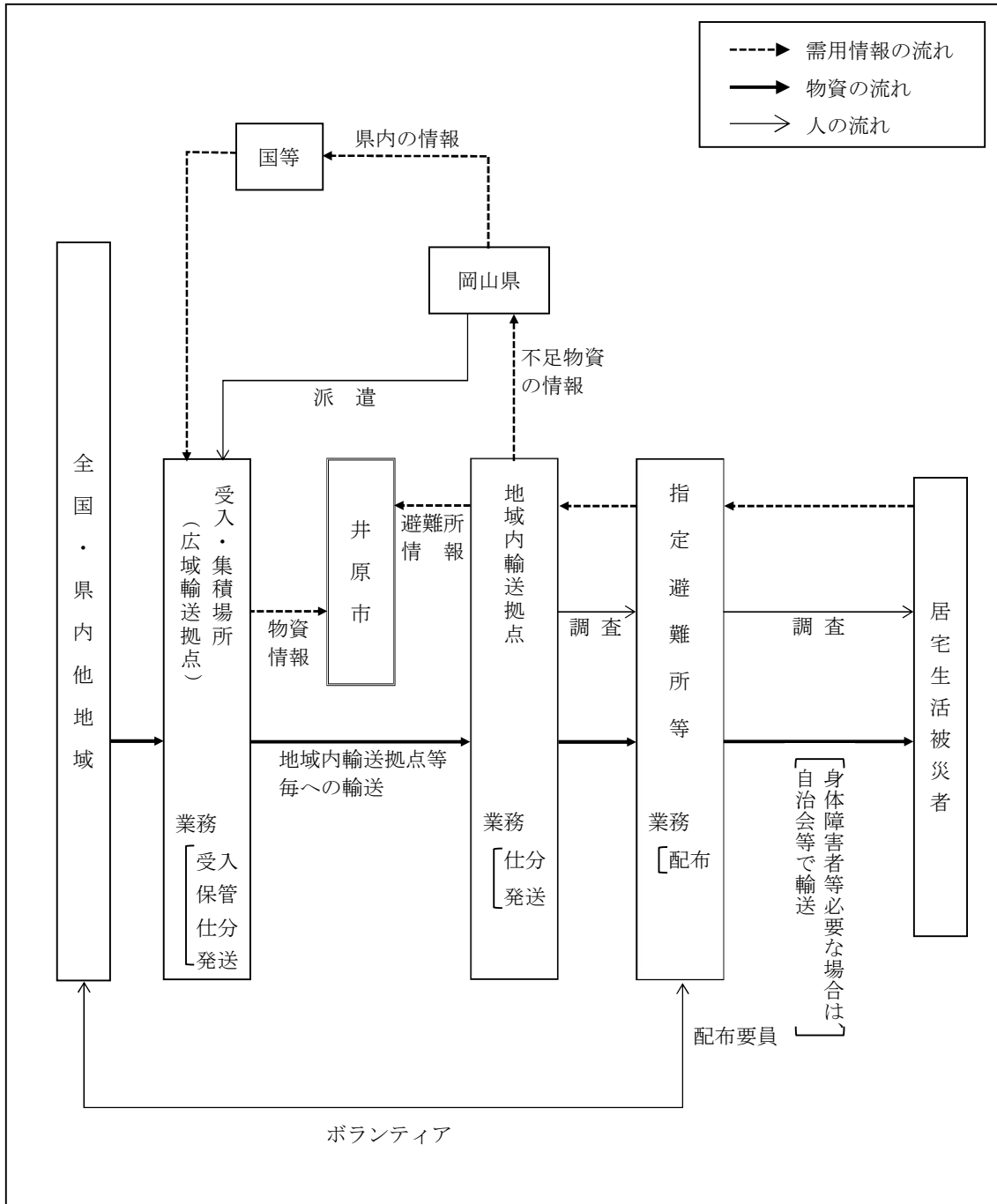
指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届ける。

[地域]

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第12項 ボランティアの受入れ、調整計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。

そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2 基本方針

市、県及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部からの被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3 対策

(1) ボランティアの受入体制

[市]

市災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに情報の提供を行う。

[県]

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼び

かける。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣にあたっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行う。

[社会福祉協議会]

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

① 県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救助本部）を設置し、次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- オ その他市災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

② 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の調達及び供給
- カ ボランティア活動の拠点等の提供
- キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- ク 県に対する県災害救護専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

③ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

[専門ボランティアの受入れ及び活動の調整]

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

[ボランティアの健康に関する配慮]

① 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、

無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

- ② 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ③ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3節 民生安定活動

第1項 要配慮者支援計画

1 現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。

単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。県及び市町村は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援する。

3 対策

(1) 避難行動要支援者支援計画

①避難行動要支援者支援体制

[市]

市は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織し、市で対応が困難な場合は、県又は他の市町村へ応援を要請する。

[県]

県は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市町村の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、避難行動要支援者支援の総合的な調整を行う。

②福祉避難所の開設

[市]

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

また、福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市域内で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

[県]

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮

者の受入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

③宿泊施設提供事業の実施

[市]

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

市が宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう、連絡体制を構築する。

[県]

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市町村に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

④迅速な避難

[市]

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

[県]

県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。

ア 県内市町村又は各施設への避難受入れ、要員派遣の依頼

イ 他府県への応援要請

[社会福祉施設]

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめマニュアルを定め、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

[住民]

地域住民は、要配慮者等の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。

⑤避難後の対応

[市]

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

[県]

県は、市町村の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市町村を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市、県に応援を要請する。

[住民]

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

1 現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに住民

からの問合せ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

2 基本方針

市及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト運営者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

3 対策

市及び県は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

(1) 情報伝達体制

①被災者への情報伝達

[市]

あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 災害の発生状況
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- エ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- オ 道路情報、医療情報その他の生活情報
- カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

[県]

県は、県の判断及び市町村からの要請により、報道機関の協力を得て広報を行う。

広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努める。

[ライフライン事業者]

関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・市町村にこれらの情報提供を行う。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

[市、県、ライフライン事業者]

Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

②指定避難所避難者への情報伝達

[市]

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア 情報収集・伝達体制及び自治組織のかかわり方

イ 本部との連絡方法の確保

ウ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ その他必要事項

③被災者の安否確認への対応

[市]

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。

なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話の設置に努める。

[市、県]

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人

情報の管理を徹底するよう努める。

第2 報道機関への対応

1 現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

2 基本方針

報道機関の協力を得て、被災者等に正確な情報を速やかに伝達する。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

3 対策

(1) 報道機関への対応

①情報の提供及び報道の要請

[市]

市は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておく。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県災害対策本部と調整を図る。市は、次の情報を報道機関に提供する。

ア 地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報

イ 救助活動に関する情報

ウ 交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報

エ 被災者の安否確認に関する情報

オ その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

(ア) 関係各部署は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

(イ) 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

(ウ) 報道機関へ情報を提供する場合に、県と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

[県]

県災害対策本部は、災害情報等を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

[ライフライン事業者]

ライフライン事業者は、市に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請する。なお、情報提供等に当たっては、県災害対策本部と調整を図る。

②サイレントタイムの設定

[市]

市は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

[県]

県は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道機関等と協議して策定する。

※ サイレントタイムとは、建物の倒壊などが伴った災害現場で、要救助者の発する声や物音を聞くために、作業や重機を止めて、一定時間、静かな状態にすること。

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

2 基本方針

災害時の混乱防止のため、迅速に正確な情報伝達を行い、風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

3 対策

(1) 風評・パニック防止対策

①発生防止対策

[市]

ア 市は、被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙、又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ 市は、報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

②風評解消対策

[市]

市は、風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食料供給、炊き出し計画

1 現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要がある。

また、主に学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

①体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

②被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化

③避難体制との連携

④県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

2 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めるマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

3 対策

(1) 緊急食料等の調達

[市]

市は、マニュアルに基づき、被災者への食料供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じて、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- カ 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制の確立
- キ 供給ルート、運送体制の確立
- ク 避難所ごとの被災者、自治組織等受入態勢の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

[国]

農林水産省は、事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者のために必要な緊急食料等の供給に関する体制整備を次により行う。

- ア 県の要請に基づく災害救助用米穀の供給に関すること。
- イ 県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給に関すること。

[県]

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

- ア 被災地への援助食料の受入集積地の決定
- イ 市町村からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- ウ 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- エ 国、他県、日本赤十字社岡山県支部等への協力要請（食料等の調達、輸送）
- オ 他の市町村の応援の調整
- カ 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

第5項 飲料水の供給計画

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、市内の給水車及び給水タンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

2 基本方針

市域内において、応急給水計画を策定し、被災住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×日量約3リットル）の水を確保ができないときは、県または日本水道協会岡山県支部に速やかに応援を要請する。

3 対策

[市]

市は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水にあたって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットル程度を目標とする。

[県]

県は、市町村から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市町村に対し指示、指導を行う。

[住民]

住民は、地震発生後3日分以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努め、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を

行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 現状と課題

震災発生により必要となる物品は、個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、市及び県が特定の生活必需品について供与する必要がある。

2 基本方針

市及び県は、特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には、被災地の実情や男女のニーズの差異にも十分配慮する。

3 対策

(1) 生活必需品の供与

[市]

市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

ア 市の備蓄品の放出

イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達

ウ 県への応援要請

[県]

県は、市町村から生活必需品の応援要請があったとき又は県が独自の判断において、次により物資を調達・あっせんする。

ア 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達

イ 相互応援協定締結県への応援要請

ウ 調達が困難な物資の国へのあっせんの依頼

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し、毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を支給する。

[住民等]

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市に給（貸）与を申請する。

なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第7項 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

1 現状と課題

火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合を想定し、当該管内の体制について考慮しておく必要がある。

2 基本方針

遺体の捜索・処理・埋葬等に関し、マニュアルに基づき実施する。

なお、マニュアルは下記事項について定める。

- ①遺体捜索体制の確立、必要機器の確保
- ②遺体安置場所の確保体制
- ③他市町村等及び隣県の協力による埋火葬
- ④柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

3 対策

(1) 遺体の捜索・処理

[市]

ア 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

- ① 市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、警察、医師等に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬の処置をするまでの間、一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画を立てておく。

- ② 市は、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

(ア) 遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数

(イ) 捜索地域

(ウ) 埋火葬に供する施設の使用の可否

(エ) 必要な輸送車両の数

(オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

イ 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・死体調査、遺体安置場所として選定するよう努める。

ウ 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

エ 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

市は、管内の火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

オ 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行う者に、柩、骨壺等の現物を給付する。

また、県警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる

とともに、埋火葬とする。

(イ) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡す。

[県]

県は、市町村から要請があったときは、搜索、処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じて、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請する。

また、県内の全火葬場の火葬能力（1日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数）及び最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

遺体の搬送等について市町村から要請を受けた時は、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

また、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。

[県警察]

県警察は、必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

第8項 災害時廃棄物等応急処理計画

1 現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するとともに、指定避難所からの生活ごみ、公共下水道や合併処理浄化槽など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、市及び県は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物及び堆積土砂の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、市単独での対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

2 基本方針

市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、市が被災していない場合は、支援ニーズを

把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

3 対策

(1) 組織体制の整備等

①情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

[県、市]

県は、市を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

[市]

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

②組織体制の整備

[国]

国は、県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、国、県及び関係市町村並びに関係団体により構成する災害廃棄物処理対策協議会を設置し、緊密な連絡・調整により被災地の実態を把握することで、効果的な支援を行う。

[県]

県は、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。さらには、支援地方公共団体からの問合せに対応できるセンターとしての機能を果たす。

また、市町村から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

[市]

市は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

市が被災していない場合は、支援ニーズを把握した上で県の支援体制構築に協力する。

[民間事業者]

市等の協力・支援要請に基づき、市の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

[県]

県は、災害廃棄物処理実行計画を作成する市町村を支援する。

[市]

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

①仮設トイレ等し尿処理

[県]

県は、市町村からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について、市町村を支援する。

[市]

市は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い、仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

[住民、企業]

地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

②避難所ごみ等

[市]

市は、速やかに臨時のごみステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のごみステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

[住民]

住民は、市が実施するごみ処理業務に自発的に協力し、避難所での生活に支障が生じないように努める。

③一般廃棄物処理施設等の復旧等

[市]

市は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

[県]

県は、市町村からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。

[市]

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、市内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ、収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量

のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。

エ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

オ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が市内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

カ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

キ 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ク 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

[県、市、事業者]

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

[市]

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第9項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行う。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

3 対策

(1) 防疫

[市]

市は、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

オ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

(ア) 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

(イ) 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

[県]

県は、市、地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導にあたりとともに、市からの要請又は独自の判断により、市に代わって防疫活動を行い、又は他市町村に応援を指示する。

被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ・臨時予防接種……中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
- ・その他の防疫措置の実施……自衛隊に応援を要請する。
- ・防疫用資機材の確保……自衛隊に応援を要請するほか、不足については卸売業者等から調達する。
- ・その他必要に応じ、近県に人員、資機材の応援を要請する。

第2 健康管理

1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2 基本方針

被災地の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに管轄保健所の機能強化を行い、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、被災地の保健所や市町村スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や、保健所及び市町村保健師等の応援を求める。

3 対策

[市]

市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、市独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

[県]

県は、災害の状況に応じ当該市町村のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア 被災地の保健所等を拠点として市町村との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

第3 食品衛生

1 現状と課題

通常の流通・販売が行われないうちに、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が

高くなると考えられるため、食品の安定供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

2 基本方針

保健所において、救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊き出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。

3 対策

[県]

県は、被害の状況に応じて、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。当該保健所のみでは対応できない場合は、県内他保健所、さらには他県へ応援を要請する。

具体的な活動内容は、次のとおり

- (ア) 救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。
- (イ) 給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を行う。
- (ウ) 被災地域内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。
- (エ) 広報媒体を活用し、被災地住民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。
- (オ) 保健所が必要と認めたとき又は住民から要望があったときは、食品や飲料水の検査を行う。

第10項 文教対策計画

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには他府県等に疎開する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、疎開中の児童生徒等もおり、その連絡が困難な場合もある。

2 基本方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、他府県等への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じる。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネット

ワークを通じて行う。

3 対策

(1) 文教対策

①被害状況、休業措置等の報告

[校長等]

被害が発生した場合は、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会へ報告する。

②教育施設の確保

[校長等]

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用するが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げるが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

③児童生徒の就学援助措置等

[市、県]

ア 授業料等の減免

(ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。

(イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

(ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

(ア) 市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(イ) 県は、自ら学用品等の給与の実態又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

(ウ) 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(エ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行令に基づき、県と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施し、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

④疎開児童生徒等への対応

(ア) 校長は、指定避難所等に告示板等を設け、教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(イ) 市は、県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し、協力を依頼するとともに他市町村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

⑤学校の再開

(ア) 校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(イ) 市及び県は、学校の再開について次の措置を行う。

- ・施設の診断及び他施設との調整
- ・情報提供システムを有効に活用し、被災地域内の保護者への連絡
- ・疎開中の児童生徒への周知は、災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。
- ・問い合わせ窓口の設置

⑥社会教育施設等の保護

[市、県]

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。

また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

1 基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障を来すことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 対策

第1 ガス施設応急対策計画

(1) LPガス

[LPガス事業者]

ア 応急対策

LPガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、LPガス協会・支部は、市、県等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

イ 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部等は、市、県と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

第2 上水道施設応急対策計画

[市]

ア 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車等による応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災地の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

イ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(ア) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設

台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(イ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、市内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の協定締結を図る。

(ウ) 施設の復旧に当たっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

ウ 他自治体等との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて相互応援対策要綱を策定し、県下市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じて他府県への協力支援を要請する。

市と井原管工事協同組合は、災害時等における応急措置に関する協定により、迅速な復旧体制に努める。

第3 工業用水道施設応急対策計画

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう、早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。

(イ) 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

(ウ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所での切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ 電気施設

地震発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水の確保に努める。

第4 電気施設応急対策計画

[県]

大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

[中国電力ネットワーク株式会社]

災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員および資機材を確保するとともに、地方公共団体および防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

ア 災害時における広報

災害時は次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びWebサイトを利用するほか、状況に応じ広報車等により行う。

(ア) 公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止に関する事項

(イ) 停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況

イ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

エ 災害時における広域運営

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

オ 災害復旧

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

第5 電気通信施設応急対策計画

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、市・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

ア 災害対策本部の設置

イ 通信の確保と措置

ウ 設備の応急復旧

エ 応急復旧等に関する広報

オ 情報共有

カ 災害復旧

第6 下水道施設応急対策計画

[市、県]

市は、市が管理する下水道施設について、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認、下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、県は、被害の状況によっては、市からの要請又は独自の判断により人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

(ア) 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

(イ) 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒地の設置などにより、応急的な機能確保を図る。

第2項 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給にあたっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定の結果を活用し、これら被害の防止に努める。

2 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策

(1) 住宅応急対策計画

① 応急仮設住宅の供与

[市、県]

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が市長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

イ 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

(ア) 建設による供与

a 建設基準

① 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、市又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市又は県は、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

② 建物の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 35 年岡山県規則第 23 号）による。

なお、建設資材の市域外からの調達等により、限度額での施行が困難な場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする

③ 建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

b 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

c 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

d 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。

なお、運営にあたっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮

する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。

e 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市が行う場合も同様とする。

(イ) 借り上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、市長に借り上げを委任する。なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

②被災住宅の応急対策

[市、県]

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

(イ) 応急修理の内容

- a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。
- b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）

(ウ) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに市から応援要請があった場合は、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない場合を対象者とする。

③被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

[市、県等]

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援する。

④公営住宅への一時入居

[市、県等]

市及び県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第4項に基づく目的

外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

ア 公営住宅の空き家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込みの調整業務を行う。

イ 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

ウ 使用期間

市営住宅については、井原市財務規則（昭和 39 年規則第 8 号）第 194 条に定めるところにより、3 年を超えない範囲内で使用を許可するものとする。

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 211 条に定めるところにより、1 年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ 他県への協力要請

市内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県・市町村に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

⑤住宅応急支援窓口の設置

[市、県]

県は、市と連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。

市は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

⑥建設資機材の調達

[市、県]

市は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に要請を行う。

⑦関係業界との協力

[市、県]

市及び県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

⑧民間賃貸住宅等の活用

[市、県]

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市町村が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

⑨住宅金融支援機構への要請

[県]

平成27年12月に締結した協定に基づき、次のような応急対策及び復旧対策を要請する。

- ・ 住宅再建や住宅融資に関する相談に対応する臨時住宅相談窓口の設置（開設場所は県が協力する。）
- ・ 被災した債務者に係る住宅ローンの支払猶予や返済期間の延長等の措置

⑩利子補給に係る市町村支援の検討

[県]

被災した住宅の復旧のための資金の融資を受けた被災者に対し、市町村が利子補給を行う場合に、県がその費用の一部を補助する県単独の施策で、大きな自然災害が発生した際に、市が独自に行う被災者支援制度（利子補給補助）に対し、県が市の負担軽減を図るために行うもので、災害ごとに補助制度の創設について検討する。

第3項 公共施設等応急対策計画

1 現状と課題

地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

3 対策

(1) 公共施設等応急復旧対策計画

①復旧体制の整備

[市、国、県、その他公共施設管理者]

- ア 県は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。
- イ 市、県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。
- ウ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

②各公共施設ごとの応急復旧計画

[市、国、県、その他公共施設管理者]

ア 河川施設の応急対策

- (ア) 市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等に

よる応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

- (イ) 国及び県と気象台は、必要に応じて洪水予報の基準水位の引下げを実施する。
- (ウ) 国及び県は、必要に応じて水防警報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報の基準水位の引下げを実施する。

イ 砂防関係施設等の応急対策

- (ア) 市及び県は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

- (イ) 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。
- (ウ) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。
- (エ) 県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。
- (オ) 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。

ウ ため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

③交通施設の応急復旧計画

[市、国、県、県警察、井原鉄道株式会社]

ア 道路施設の応急対策

- (ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

- (イ) 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努め、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所等において構成する「岡山県道路

情報連絡会」を積極的に活用する。

(ウ)市は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(エ)市及び県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 鉄道施設の応急対策

井原鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、井原市地域防災計画（地震災害対策編）の第4章として作成する。
- (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標としてソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- (1) きわめて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された岡山県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次のとおりである。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町

第3項 南海トラフ地震の被害想定

第1章「総則」第6節「南海トラフ巨大地震の被害想定」に記載する。

第4項 防災会議

第1章「総則」第2節「防災会議」に記載する。

第5項 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに井原市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、井原市災害対策本部条例及び井原市災害対策本部規程に定めるところによる。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3項 災害応急対策要員の参集

1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達

被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮する。

第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第5項「危険物施設等災害予防計画」、第6項「有害物質等災害予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第8項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救助活動

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第1項「救助計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

[市、県]

第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第8項「物資等の確保計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第11項「救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画」並びに第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第4項「食料供給、炊き出し計画」、第5項「飲料水の供給計画」、第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

[県]

管内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び市町間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

8 輸送活動

第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第10項「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第10項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

災害救助用資機材の確保計画については、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第6項「災害救助用資機材の確保計画」、建築用資機材の備蓄計画については、第7項「建設用資機材の備蓄計画」、資機材調達計画については、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県への人員派遣等要請をとる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、井原市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3項 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第11項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」

第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。

2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定める。

第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れる場合に備え、厚生労働省、消防庁、代表消防機関等及び県警察との連絡体制を保持し、活動拠点等受入れ体制を確保するように努める。

第4項 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」「3対策（3）帰宅困難者対策」に準ずる。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、情報の収集・伝達における市や県等関係機関の役割については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、市で定める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市及び県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するために、各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第3項「被害情報の収集伝達計画」「3対策（3）応急対策時の被害情報の収集・連絡」に準ずる。

災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

第4 災害応急対策を取るべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が、平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」、同章第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第4項「災害救助法の適用」及び同章第2節「緊急活動」第4項「避難及び避難所の設置・運営計画」並びに同章第3節「民生安定活動」第1項「要配慮者支援計画」に準ずる。

第6 消防機関等の活動

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、地震情報等の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。
- 2 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとる。
- 3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとる。

第7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

2 電気

指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社（倉敷ネットワークセンター、高梁ネットワークセンター）は、必要な電力を供給する体制を確保する。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。
- (2) ガス事業者は、安全確保のために必要な事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

4 通信

通信各社は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

5 放送

- (1) 指定公共機関の日本放送協会（岡山放送局）は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。
- (2) 指定地方公共機関の各民間放送会社（R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務及び業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

第9 交通

1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者の取るべき行動の要領について定め、地域住民に周知を図る。
- (2) 市及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。
- (3) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準じて行う。

また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川（水路）、社会福祉施設、文教施設（市民会館含む）、庁舎、公民館等、体育館、診療施設（保健センター含む）、消防署所等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

（1）庁舎等公共施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クにおいては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。

（2）個別事項

- ア 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
 - ウ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（2）県は、市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

（3）県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上、原則として中断する。

第11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の

あっせん、市が実施する活動との連携体制等の構築の措置を行う。

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2節「災害対策本部等の設置等」第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

第3 災害応急対策を取るべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界線で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3 対策」「第1 建物の不燃化・耐震化」に準ずる。

(2) 避難場所の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難経路の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 土砂災害防止施設

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第4 砂防関係施設」に準ずる。

(5) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第10項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」「第1 道路」に準ずる。

(7) 通信施設の整備

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を実施する。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
訓練計画は、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第12項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。
- 5 県は、市が自主防災組織等の参加を得て実施する訓練に対し、必要な指導と助言を行うものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれらに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として、今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市及び県は、防災関係機関等と協力して地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、あらゆる機会をとらえ、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の

内容や実施方法

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

市及び県は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

なお、防災教育の推進については、第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市、県が実施する研修に参加するよう努める。

5 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第5章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2項 被災者等の生活再建等の支援

1 基本方針

市及び県は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2 対策

[市、県]

市及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

(1) 住まいの確保

- ・ 復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するほか、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。
- ・ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市町村の活動の支援に努める。

(2) 生活資金等の支給等

- ・ 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- ・ 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。
- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

- ・ 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアにあたる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市が行う精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら、中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

- ・ 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、

中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

- ・ 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。
- ・ 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- ・ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- ・ 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- ・ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- ・ 県は市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
- ・ 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

- ・ 被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- ・ 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- ・ 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3項 被災中小企業の復興の支援

1 基本方針

市及び県は、被災中小企業の復興に向け、井原商工会議所・備中西商工会等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

2 対策

(1) 相談窓口の設置

県は、岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、市及び井原商工会議所・備中西商工会は、相談窓口等を設置し、支援制度についての情報提供を行う。

(2) 対策会議の開催

県は、被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。

(3) 制度融資「危機対策資金」の取扱

県は、セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

第4項 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定にあたっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

2 対策

(1) 公共施設等の復旧・復興計画

①基本方向の決定

[市、県]

市及び県は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

②迅速な復旧事業計画の作成

[市、県]

市及び県は、公共施設等の復旧にあたっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

③さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

[市、県]

市及び県は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧にあたっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成にあたっては次の点に留意する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施にあたっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するなど、復興計画のスムーズな実施に努める。

エ 学校とまちづくりの連携

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第5項 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

2 対策

(1) 激甚災害の指定に関する計画

①被害情報の収集

[市、県]

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市町村においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

ア 県

各部局はそれぞれが所管する公共施設等に関する被害状況の収集に努め、その被害の程度を速やかに知事に報告するとともに、その指示に従い、激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他必要な事項について調査する。

イ 市

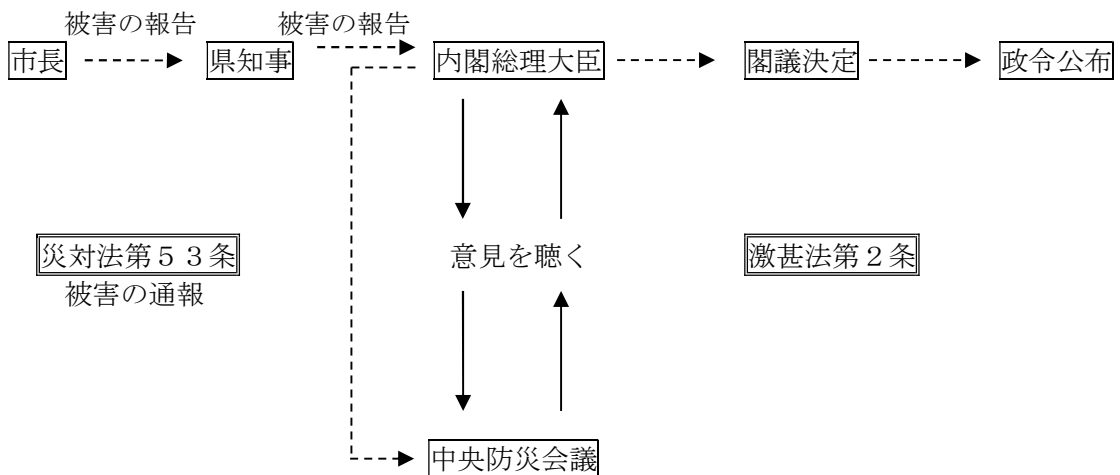
市においては、市内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

②激甚災害の早期指定

[県]

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他、地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

(1) 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

①法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (キ) 予防接種法
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助
- (ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費国庫補助

②激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることになっており、その対象は次のとおりとなっており、市及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業

- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に対する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助措置
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、市、県、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

2 対策

(1) 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

①個人被災者への融資等

[市、県、社会福祉協議会]

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、市、県その他の関係機関は、次の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給（市）

地震により死亡した者の遺族に対して市町村を通じて災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給（市）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市町村を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ 被災者生活再建支援金（県）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

エ 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給（県）

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

オ 子ども災害見舞金の支給（県）

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

カ 災害援護資金の貸付け（市）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市町村を通じて災害援護資金を貸し付ける。

キ 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸し付ける。

ク 母子父子福祉資金の貸付け（市、県）

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、市及び県は母子父子福祉資金を貸し付ける。

ケ 公的負担の免除等（市、県）

被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

コ 罹災証明書の交付（市）

市は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明書を交付する。

サ 被災者への広報（市）

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

②被災中小企業への融資等

[市、県]

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市及び県は次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ 市及び中小企業関係団体を通じて、特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業支援金融融資制度による融資を優先的に行う。

キ 市、国及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

③農林漁業関係者への融資等

[市、県]

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に市及び県は、次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

④住宅関連融資等

[市、県]

市及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

ア 災害復興住宅資金

イ 地すべり等関連住宅資金

ウ 宅地防災工事資金

エ 産業労働者住宅資金

オ マイホーム新築資金

カ リフォームローン

第3項 義援金の配分計画

1 基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 対策

[市、県、義援金募集团体]

(1) 義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集し、市はその業務に協力する。

(2) 義援金の受付

市、県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

(3) 義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

(4) 義援金の配分方法

義援物資及び義援金の配分は、半壊（半焼）以上の被害者を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

ただし、義援物資のうち、腐敗変質のおそれのある物品及び生活必需品については、必要に応じて随時配分送付し、追って配分委員会に報告するものとする。

▽全壊（焼）、流世帯	1
▽半壊（焼）世帯	1 / 2
▽死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
▽重傷者（1カ月以上の治療を要する見込みの者。）	1 / 3

※全壊（焼）流世帯、半壊（焼）、床上浸水の分類は「岡山県地域防災計画の災害世帯の算定基準」によるものとする。

(5) 配分結果の公表

配分委員会は、義援物品等の配分結果について、防災会議に報告すると同時に報道機関を通じて公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3節 市復興本部の設置及び市復興計画

第1項 復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

第2項 復興計画

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を作成することができる。

市復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で作成することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項